

## 九州地方整備局用地事務取扱細則 一部改正の要旨

### 民法改正に伴う改正

土地等の権利者の所在等が不明である場合について、令和3年4月に改正（令和5年4月1日施行）された民法の所有者不明土地管理人（民法264条の2第4項）、所有者不明建物管理人（同法264条の8第4項）、相続財産の清算人（同法952条第1項）の選任手続きを経て、土地等の取得等を行う場合もあることから第11条を改正しました。

### 調査方法に関する追記

第18条に「固定資産課税台帳等」を追記しました。  
第19条第1項に「住民基本台帳」を追記しました。  
第19条第2項に「(法人の)台帳等」を追記しました。  
第26条に「固定資産課税台帳等」を追記しました。  
第41条第2号に「生年月日」を追記しました。

なお、「固定資産課税台帳等」の調査については、住民基本台帳ネットワークシステムの有無によらず、土地所有者等の探索において行うことができます。補償額の算定を目的とした収集の場合は、従来どおりの取扱いとなりますので、ご注意ください。

### 居住者等に関する調査の改正

居住者等に関する調査について、住民票、賃貸借契約書等の確認だけでなく、住民基本台帳の確認、仮住居に要する費用に関する調査算定要領等に基づくことから第34条第3項を改正しました。

### 各規定の整合を図るための改正

第47条第1項第3号の営業補償に関する事項について、「次号に該当するものを除く」を「第5号が該当するものを除く」に改正しました。

第47条第1項第3号の関連移転の対象について、「付属建物等」から「物置、工作物等の」に改正し、明確化しました。

第82条の2第2項第3号二について、特定所有者不明土地の確知関係人の探索方法を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令」の「第8条」で定めるとなっておりましたが、「第11条」に定める方法のため、改正しました。

**施行** 令和6年4月1日

## 九州地方整備局用地事務取扱細則 新旧対照表

別表

改正後	改正前
<p>(土地等の権利者の所在等が不明の場合の措置)</p> <p>第11条 事務所長は、土地等の権利者の所在等が不明であるときは、取用等の手続又は不在者の<u>財産の管理人等の選任手続</u>を経て、当該土地等の取得等を完了した後に工事を行うものとする。</p> <p>(土地の登記記録等の調査)</p> <p>第18条 地図の転写を完了したときは、取得し、又は使用する土地について、<u>登記記録、固定資産課税台帳等</u>又は実地調査等により、<u>次の各号に掲げる事項</u>を調査するものとする。 一～七 (略)</p> <p>(戸籍簿等の調査)</p> <p>第19条 取得し、又は使用する土地に関する<u>権利者が法人以外のものであるときは、当該権利者について、戸籍簿、除籍簿、住民基本台帳、住民票、戸籍の附票等</u>(以下「戸籍簿等」という。) により、次の各号に掲げる<u>事項を調査</u>するものとする。 一～四 (略)</p> <p>2 取得し、又は使用する土地に関する権利者が法人であるときは、当該権利者について、<u>法人登記簿又は台帳等</u>(以下「法人の登記簿等」という。)により、次の各号に掲げる<u>事項を調査</u>するものとする。 一～三 (略)</p> <p>第26条 取得し、又は使用する土地に定着する物件に関する調査は、必要に応じて建物の登記記録、立木の登記記録その他の登記記録、<u>固定資産課税台帳等、戸籍簿等、法人の登記簿等、実地調査等</u>により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 一～九 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の調査は、<u>住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知)、家賃減収補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知)又は借家人補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知)</u>により行うものとする。</p>	<p>(土地等の権利者の不明の場合の措置)</p> <p>第11条 事務所長は、土地等の権利者の所在等が不明であるときは、取用等の手続又は不在者の<u>財産管理人</u>の選任手続を経て、当該土地等の取得等を完了した後に工事を行うものとする。</p> <p>(土地の登記記録の調査)</p> <p>第18条 地図の転写を完了したときは、取得し、又は使用する土地について、<u>登記記録</u>又は実地調査等により<u>次の各号に掲げる事項</u>を調査するものとする。 一～七 (略)</p> <p>(戸籍簿等の調査)</p> <p>第19条 取得し、又は使用する土地に関する<u>権利者で法人以外のもの</u>の調査は、<u>戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等</u>(以下「戸籍簿等」という。)により、<u>次の各号に掲げる事項について行うもの</u>とする。 一～四 (略)</p> <p>2 取得し、又は使用する土地に関する権利者が法人であるときの調査は、<u>法人登記簿又は商業登記簿</u>により、<u>次の各号に掲げる事項について行うもの</u>とする。 一～三 (略)</p> <p>第26条 取得し、又は使用する土地に定着する物件に関する調査は、必要に応じて建物の登記記録、立木の登記記録<u>その他の登記簿又は戸籍等</u>並びに実地における測量又は調査により、<u>次の各号に掲げる事項について行うもの</u>とする。 一～九 (略)</p> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(隣接地に関する調査)</p> <p>第41条 土地を取得し、又は使用することにより、隣接地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 隣接地に関する権利者の住所、氏名及び生年月日</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(規則第17条第1項に規定する事項)</p> <p>第47条 規則第17条第1項ただし書に規定する局長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 規則第17条第1項第3号に係る建物の移転工法で営業補償(第5号に該当するものを除く。)に関連するもの以外のもの及び関連移転の範囲で関連移転の対象が物置、工作物等の軽微なもの</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(裁定申請の上申等)</p> <p>第82条の2 (略)</p> <p>2 前項の上申に当たっては、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(法第8条第3項に規定する関係人(ホにおいて単に「関係人」という。))であって、相当な努力が払われたと認められるものとして所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令(平成30年政令第308号)第11条で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容</p> <p>ホ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(隣接地に関する調査)</p> <p>第41条 土地を取得し、又は使用することにより、隣接地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 隣接地に関する権利者の住所及び氏名</p> <p>三～五 (略)</p> <p>(規則第17条第1項に規定する事項)</p> <p>第47条 規則第17条第1項ただし書に規定する局長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 規則第17条第1項第3号に係る建物の移転工法で営業補償(次号に該当するものを除く。)に関連するもの以外のもの及び関連移転の範囲で関連移転の対象が附属建物等軽微なもの</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(裁定申請の上申等)</p> <p>第82条の2 (略)</p> <p>2 前項の上申に当たっては、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 特定所有者不明土地の確知関係人(法第8条第3項に規定する関係人(ホにおいて単に「関係人」という。))であって、相当な努力が払われたと認められるものとして所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令(平成30年政令第308号)第8条で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。)の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容</p> <p>ホ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>

改正後

改正前

別記様式第3号

土地調査表

整理番号

土地の登記記録		用地	土地の登記記録調査		調査年月日	調査者
表題部			符号	地積		
所在	都 郡 区	分割の部			法人の登記簿等調査	
	町 大字 字				実地調査等	
地番	地目	残地	課税評価格			
地積		符号	地積	所有者以外の権利又は仮登記の調査		
所有者		地目	面積	備考		
戸籍簿等又は法人の登記簿		現況		その他土地等の評価に必要な資料の調査		
所有者						
備考						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号

土地調査表

整理番号

不動産登記簿		用地	登記記録調査		調査年月日	調査者
表題部			符号	地積		
所在地	都 郡 区	分割の部			戸籍簿等調査	
	町 大字 字				現況調査	
地番	地目	残地	課税評価格			
地積		符号	地積	所有者以外の権利又は仮登記の調査		
所有者		地目	地積	備考		
備考		現況調査		その他土地等の評価に必要な資料の調査		
戸籍簿等法人登記簿又は商業登記簿調査						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

改正後

別記様式第8号の2

居住者調査表

(借家・借間)

調査者		調査年月日		整理番号	
住所	都府県	郡市	町区	大字	字番地
氏名又は名称		電話番号		局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地	
世帯主又は法人を代表する者		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
家主氏名		家賃	月	円	権利金敷金
					円
借家面積	㎡	借間面積		㎡	住居面積
					㎡
借家・借間契約年月日		年月日	契約期間	年	住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の有無
使用状況	入居日	年月日	入居期間	年	
備考	家賃等について、記載すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正前

別記様式第8号の2

居住者調査表

(借家・借間)

調査者		調査年月日		整理番号	
住所	都府県	郡市	町区	大字	字番地
氏名又は名称		電話番号		局番(呼)	
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地	
世帯主又は法人を代表する者		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
		年月日			
家主氏名		家賃	月	円	権利金敷金
					円
借家面積		借間面積		㎡	住居面積
					㎡
借家・借間契約年月日		年月日	契約期間	年	賃貸借契約書、住民票等の有無
使用状況	入居日	年月日	入居期間	年	
備考	家賃等について、記載すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正後	改正前
<p>別記様式第34号</p> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 年 月 日</p> <p>(都府県) 知事 殿</p> <p>起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通大臣</p> <p>上記代理人 (住所) 地方整備局長</p> <p>上記代理人 (住所) 事務所長 目</p> <p style="text-align: center;">土地立入通知書</p> <p>土地収用法第11条第1項ただし書の規定によって、下記により土地に立ち入りたいので、あらかじめ通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の種類</li> <li>2 立ち入ろうとする土地の区域</li> <li>3 立ち入ろうとする期間 自 年 月 日 至 年 月 日</li> <li>4 立ち入りの目的</li> <li>5 土地の占有者の住所及び氏名</li> </ol> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「事業の種類」は、なるべく具体的に記載すること。例えば、「一般国道1号湘南国道戸塚地区拡幅工事」等のように記載すること。</li> <li>(2) 「立ち入ろうとする土地の区域」は、<u>土地の登記記録</u>又は土地台帳の記載によること。ただし、<u>土地の登記記録等</u>に記載がないとき、又は広範囲にわたる場合でこれによることが適当でないときは、適当な縮尺の平面図を添付し、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表示すること。</li> <li>(3) 「立ち入りの目的」は、測量、地質調査等のように、その内容を簡単に記載すること。</li> <li>(4) 「土地の占有者の住所及び氏名」を確認し得ない場合は省略し、その旨を記載すること。</li> </ol>	<p>別記様式第34号</p> <p style="text-align: right;">(記号) 第 号 年 月 日</p> <p>(都府県) 知事 殿</p> <p>起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号 国土交通大臣</p> <p>上記代理人 (住所) 地方整備局長</p> <p>上記代理人 (住所) 事務所長 目</p> <p style="text-align: center;">土地立入通知書</p> <p>土地収用法第11条第1項ただし書の規定によって、下記により土地に立ち入りたいので、あらかじめ通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の種類</li> <li>2 立ち入ろうとする土地の区域</li> <li>3 立ち入ろうとする期間 自 年 月 日 至 年 月 日</li> <li>4 立ち入りの目的</li> <li>5 土地の占有者の住所及び氏名</li> </ol> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「事業の種類」は、なるべく具体的に記載すること。例えば、「一般国道1号湘南国道戸塚地区拡幅工事」等のように記載すること。</li> <li>(2) 「立ち入ろうとする土地の区域」は、<u>土地登記簿</u>又は土地台帳の記載によること。ただし、<u>土地登記簿</u>に記載がないとき、又は広範囲にわたる場合でこれによることが適当でないときは、適当な縮尺の平面図を添付し、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表示すること。</li> <li>(3) 「立ち入りの目的」は、測量、地質調査等のように、その内容を簡単に記載すること。</li> <li>(4) 「土地の占有者の住所及び氏名」を確認し得ない場合は省略し、その旨を記載すること。</li> </ol>

九州地方整備局用地事務取扱細則

目次

- 第1章 総則(第1条～第12条)
- 第2章 土地等の測量又は調査
  - 第1節 通則(第13条～第15条)
  - 第2節 土地の測量又は調査(第16条～第24条)
  - 第3節 建物等の測量又は調査(第25条～第33条)
  - 第4節 その他の調査(第34条～第44条)
  - 第5節 土地調書及び物件調書(第45条)
- 第3章 補償金額の算定の手続(第46条～第50条)
- 第4章 用地交渉、契約及び支払い(第51条～第63条)
- 第5章 収用等に関する手続(第64条～第93条)
- 第6章 雑則(第94条～第96条)

第1章 総則

(通則)

第1条 九州地方整備局の所掌する国の直轄事業(官庁営繕部、港湾局及び航空局の所掌に属するものを除く。)のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する事務の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)、国有財産法(昭和23年法律第73号)、地方整備局用地事務取扱規則(平成13年国土交通省訓令第86号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、この細則に定めるところによるものとする。

(実施計画作成の上申に当たって留意すべき事項)

第2条 事務所長は、土木工事の実施計画の作成の上申(以下「実施計画の作成の上申」という。)に当たっては、関係内部部局間の緊密な連絡のもとに必要な調整を図り、土地等の取得等の難易及びその程度に応じて必要と認められる十分な土地等の取得等の期間を確保し、工事着手に関する計画に齟齬を生ずることのないよう、合理的な計画の作成に努めなければならない。

(計画の不変更)

第3条 事務所長は、実施計画の作成の上申に当たっては、十分に基礎調査等を行い、用地杭(くい)打設後において、みだりに土地等の取得等に係る区域が変更されること等によって、土地等の計画的な取得等に支障を及ぼすことのないように努めなければならない。

(用地取得計画書)

第4条 事務所長は、毎年度実施計画の作成の上申の際、規則別記様式第1により用地取得計画書

案を作成し、九州地方整備局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。これを変更する必要が生じたときも同様とする。

（用地予算の現況把握）

第5条 事務所長は、用地予算の現況を常に把握しておかなければならない。

（用地取得進捗状況等の報告）

第6条 事務所長は、毎月10日までに前月末における土地等の取得等に関する進捗状況を別記様式第1号（注）により作成し、局長に報告しなければならない。

2 事務所長は、毎年度5月10日までに前年度における土地等の取得等に関する実績を規則別記様式第2号により作成し、局長に報告しなければならない。この場合において、同様式中「地方整備局名」とあるのは「事務所名」とする。

（注）第1項の場合において、四半期ごとに報告する際は、同様式中「（ 年度 月分）」とあるのは「 年度第 四半期）」とし、「 月分までの契約済額」とあるのは「第 四半期までの契約済額」とし、「 月分までの支出済額」とあるのは「第 四半期までの支出済額」とする。

第7条 削除

（規則第7条の特別の理由がある場合）

第8条 規則第7条の「特別の理由がある場合」とは、次の各号に定める場合等をいうものとする。

- 一 当該事業について、予算措置が十分になされていないため、起業地の一部について手続保留の申立てを行う必要があると認められるとき。
- 二 当該事業に関して、法第46条の2第1項の補償金の支払いの請求が多数提出されることがあらかじめ予想され、一時に多数の見積りによる補償金の支払い又は裁決申請を行うことが事務所の職員の事務処理能力等から著しく困難であると認められるため、起業地の全部又は一部について手続保留の申立てを行う必要があると認められるとき。

（鑑定評価の依頼）

第9条 規則第9条及び国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（平成15年8月5日付け国総国調第57号国土交通事務次官通知。以下「損失補償基準の運用方針」という。）第2第6項の規定により土地の鑑定評価を徴する場合は、別に定める手続によるものとする。

（規則第9条の鑑定を徴する必要のない場合）

第10条 規則第9条の「鑑定を徴する必要のない場合」とは、同条に例示する場合のほか、河川、道路等の事業が競合し、一方の事業において鑑定評価を徴しているため、当該鑑定評価額を他方の事業に援用しうる場合等をいうものとする。

（土地等の権利者の所在等が不明の場合の措置）

第11条 事務所長は、土地等の権利者の所在等が不明であるときは、収用等の手続又は不在者の財産の管理人等の選任手続を経て、当該土地等の取得等を完了した後に工事を行うものとする。

（土地等の取得等を完了していない土地における工事施行の申請）

第12条 事務所長は、規則第10条ただし書の規定により局長の承認を受けようとするときは、別記様式第2号による起工の承諾による工事施行承認申請書に次の各号に掲げる図書を添付して、局長に申請しなければならない。

- 一 起工の承諾により工事を施行しようとするものの理由書
- 二 当該土地を表示する図面



- 三 土地調書又は物件調書の写し
  - 四 工事施行箇所の状況写真
  - 五 その他参考となる図書
- 2 事務所長は、前項の規定により局長の承認を受けたときは、別記様式第2の2号による起工の承諾書により、土地等の権利者から起工の承諾を受けるものとする。

## 第2章 土地等の測量又は調査

### 第1節 通則

(説明会等)

第13条 規則第11条の規定により土地等の所在する市町村(都の特別区の存する区域にあっては特別区、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては当該市の区)の長並びに土地等の権利者及び附近地の住民に対して、説明会を開催する等の方法により、周知させる事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項とする。

- 一 工事の目的及び計画の概要
- 二 工期及び施工方法
- 三 土地等の測量又は調査の方法
- 四 土地等の取得等に伴う損失補償の方針
- 五 用地交渉の方法
- 六 その他当該工事及び当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項

(身分証明書の携帯)

第14条 測量又は調査をするため他人の占有する土地に立ち入ろうとする者、障害物(法第14条第1項に規定する障害物をいう。以下同じ。)を伐除しようとする者又は試掘等(法第14条第1項に規定する試掘等をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、常に身分を示す証票を携帯し、土地又は障害物の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があったときは、これを示さなければならない。

(測量又は調査の基本原則)

第15条 事務所長は、現地において土地等の測量又は調査をしようとする場合においては、できるだけ2名以上の担当者に行わせる等測量又は調査の公正を確保するよう努めなければならない。

- 2 調査表、土地の実測平面図又は建物の平面図には、必ず測量年月日若しくは調査年月日、作成年月日及び測量者、調査者若しくは作成者の氏名を明らかにさせなければならない。
- 3 建物その他主要な物件について撮影した写真は、撮影者、撮影年月日、撮影方向その他必要な事項を明記し、該当の調査表との関連を明らかにして整理し、保管しなければならない。
- 4 情報通信技術その他の先端的な技術の活用により、規則第13条に規定する測量又は調査と同等の精度が確保できる場合は、当該測量又は調査を行ったものとみなすことができる。

### 第2節 土地の測量又は調査

(土地に関する調査)

第16条 土地に関する調査は、別記様式第3号による土地調査表により行うものとする。

(地図の転写)

第17条 工事計画平面図に基づき取得し、又は使用する必要があると認められる範囲内の土地については、当該土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張

所(以下「管轄登記所」という。)において、次の各号に定める方法により、当該土地に関する地図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)を転写するものとする。

- 一 転写した図面には、地図の着色に従って着色すること。
- 二 転写した図面には、方位、市町村名、大字名、字名及び地番を記入すること。
- 三 転写した図面には、隣接字名及び管轄登記所名を記入すること。
- 四 転写した図面には、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入すること。

#### (土地の登記記録等の調査)

第18条 地図の転写を完了したときは、取得し、又は使用する土地について、登記記録、固定資産課税台帳等又は実地調査等により、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 土地の所在並びに地番及び当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 土地の所有者の住所及び氏名又は名称
- 四 共有地については共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利があるときは、権利者の住所及び氏名又は名称、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときはその内容
- 七 その他必要と認められる事項

#### (戸籍簿等の調査)

第19条 取得し、又は使用する土地に関する権利者が法人以外のものであるときは、当該権利者について、戸籍簿、除籍簿、住民基本台帳、住民票、戸籍の附票等(以下「戸籍簿等」という。)により、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 土地に関する権利者の住所、氏名及び生年月日
  - 二 登記名義人が死亡しているときは相続の経過
  - 三 土地に関する権利者が未成年者等であるときはその法定代理人の住所及び氏名
  - 四 その他必要と認められる事項
- 2 取得し、又は使用する土地に関する権利者が法人であるときは、当該権利者について、法人登記簿又は台帳等(以下「法人の登記簿等」という。)により、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の住所及び氏名
  - 三 その他必要と認められる事項

#### (土地の測量)

第20条 取得し、又は使用する土地の測量は、あらかじめ、用地杭の位置を確認し、国土交通省公共測量作業規程に基づく測量の方法により各筆ごとに行なうものとする。ただし、一筆の土地の一部に他の部分と異なる地目の土地があるとき、又は一筆の土地若しくは同一の地目の一部に他の部分と異なる権利が設定されているときは、それぞれ異なる地目の土地ごと又は異なる権利が設定されている土地ごとに行うものとする。

- 2 前項の場合において、取得し、又は使用する土地に付属するあぜ、みぞその他のこれらに類するものの敷地があるときは、これを主たる地目の土地に含めて測量することができるものとし、取得し、又は使用する宅地の一部に崖地等で通常の用途に供することができないと認められる部分があるときは、これらを区分して測量するものとする。

#### (土地の実測平面図)

第21条 土地の実測平面図は、前条の測量に基づき、原則として縮尺500分の1により、作成するものとする。

2 前項の実測平面図の作成に当たっては、土地の境界等を国土交通省公共測量作業規程に基づき表示するものとする。なお、測量に係る土地が、取得し、又は使用するに当たり分筆を要するものであり、かつ、当該土地に永続性を有し、かつ容易に移転しない境界標がない場合においては、当該境界標の表示に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分とそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載した図面等を作成しなければならない。

#### (土地の面積)

第22条 取得し、又は使用する土地の面積は、各筆ごとに、原則として座標求積の方法により求めるものとする。ただし、一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価額の高い地目の土地から順次面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。

2 取得し、又は使用する土地の面積は、平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1未満の端数は、切り捨てるものとする。

#### (土地評価に必要な資料の調査)

第23条 取得し、又は使用する土地の評価のために必要な資料の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 取引事例比較法を適用するために必要な資料

二 収益還元法を適用するために必要な資料

三 原価法を適用するために必要な資料

四 近傍類地の公示価格等

五 取得し、又は使用する土地に係る路線価及び固定資産税課税評価額

2 取得し、又は使用する土地が宅地又は宅地見込地である場合の調査は、前項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 形状、地積、地盤等の画地条件

二 日照、乾湿等の自然的状態

三 接面街路の系統、構造等の街路条件

四 公共施設、商業施設等との接近条件

五 供給処理施設等の状態等の環境条件

六 公法上の制約

七 その他参考となる事項(土壤汚染に関する事項を含む。)

3 取得し、又は使用する土地が農地又は農地見込地である場合の調査は、第1項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 形状、地積、土壌、日照、耕うんの難易及びかんがい排水の状態

二 農道の状態

三 集落との接近の程度

四 出荷的集落地との接近の程度

五 災害の危険性の程度

六 公法上の制約

七 その他参考となる事項(土壤汚染に関する事項を含む。)

4 取得し、又は使用する土地が林地又は林地見込地である場合の調査は、第1項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 日照、乾湿、雨量等の状態

二 標高、地勢等の自然の状態

三 土層の状態

- 四 木材の搬出、運搬等の難易
  - 五 管理の難易
  - 六 公法上の制約
  - 七 その他参考となる事項(土壌汚染に関する事項を含む。)
- 5 取得し、又は使用する土地がその他の土地(塩田、鉱泉地、池沼、牧場、原野及び雑種地)である場合の調査は第3項に準じて行うものとする。

(土地に関する用益権の評価に必要な資料の調査)

第24条 取得し、又は使用する土地に関する地上権、永小作権、賃貸借による権利その他土地の使用及び収益を目的とする権利の評価のために必要な資料の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 近傍類地における同種の権利の取引事例
- 二 相続税課税基準による権利評価の割合
- 三 使用料及びその支払方法又は権利の設定に当たって対価を支払っているものについてはその金額
- 四 その他参考となる事項

### 第3節 建物等の測量又は調査

(土地に定着する物件に関する調査)

第25条 取得し、又は使用する土地に定着する物件に関する調査は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- 一 建物については、建物移転料算定要領(平成28年3月11日付け国土用第76号土地・建設産業局総務課長通知)
- 二 墳墓については、改葬の補償及び祭料調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第48号土地・建設産業局総務課長通知)
- 三 立竹木については、立竹木調査算定要領(平成30年2月7日付け国土用第33号土地・建設産業局総務課長通知)
- 四 建物、墳墓、機械設備及び附帯工作物を除くその他の工作物については、別記様式第7号による工作物調査表
- 五 機械設備については、機械設備調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第48号土地・建設産業局地価調査課長通知)
- 六 附帯工作物については、附帯工作物調査算定要領(平成24年3月30日付け国土用第49号土地・建設産業局地価調査課長通知)

第26条 取得し、又は使用する土地に定着する物件に関する調査は、必要に応じて建物の登記記録、立木の登記記録その他の登記記録、固定資産課税台帳等、戸籍簿等、法人の登記簿等、実地調査等により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 物件の所在地
- 二 物件の種類及び数量
- 三 物件の所有者の住所、氏名及び生年月日(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称並びに法人を代表する者の住所及び氏名。以下次号、第36条第2号、第37条第1号、第38条第1項第2号、第39条第2号、第41条第2号、第42条第2号及び第43条第1号において同じ。)
- 四 物件に関する所有権以外の権利があるときは、権利者の住所、氏名及び生年月日、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 共有物件については共有者の持分
- 六 仮登記等があるときはその内容
- 七 登記名義人が死亡しているときは相続の経過

- 八 物件の権利者が未成年等であるときはその法定代理人の住所及び氏名
- 九 その他必要と認められる事項

(取得し、又は使用する土地以外の土地の上にある物件の調査)

第27条 土地に定着する物件の調査は、必要に応じて取得し、又は使用する土地以外の土地の上にある物件についても行うものとする。この場合においては、取得し、又は使用する土地の上にある物件との区別を明らかにするものとし、かつ、取得し、又は使用する土地の上にある物件とそれ以外の土地の上にある物件との利用上の関係を明らかにしなければならない。

(特殊な形状又は構造を有する物件についての見取図の作成)

第28条 建物以外の土地に定着する物件(立竹木を除く。)で特殊な形状又は構造を有するものについては、その見取図を作成するものとする。

(土地の実測平面図等への位置の表示)

第29条 建物以外の土地に定着する物件(立竹木にあつては、原則として、宅地内にあるものに限る。)で主要なものについては、それぞれの調査表において一連番号を付して整理するものとし、かつ、第21条第1項の規定により作成した土地の実測平面図の写し等の図面に、当該番号によりその位置を表示するものとする。

第30条 削除

第31条 削除

第32条 削除

第33条 削除

#### 第4節 その他の調査

(居住者等に関する調査)

第34条 居住者に関する調査は、別記様式第8号による居住者調査表により行うものとする。

- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第45号土地・建設産業局総務課長通知)、家賃減収補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第46号土地・建設産業局総務課長通知)又は借家人補償調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第47号土地・建設産業局総務課長通知)により行うものとする。

(動産に関する調査)

第35条 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領(平成30年3月8日付け国土用第44号土地・建設産業局総務課長通知)により行うものとする。

(営業に関する調査)

第36条 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領(令和3年3月19日付け国不用第66号不動産・建設経済局土地政策課長通知)により行うものとする。

(農業に関する調査)

第37条 農業に関する調査は、別記様式第11号による農業調査表により、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 農業経営者の住所、氏名及び生年月日
- 二 各戸当たり地目別の農地取得面積及び取得される前の地目別総経営面積
- 三 田畑別10アール当たり農業所得額
- 四 各戸当たりが所有する農業用財産の種類、数量及び経過年数等
- 五 従業員の氏名、職種及び賃金
- 六 その他必要と認められる事項

(鉱業権等に関する調査)

第38条 鉱業権、租鉱権、採石権、温泉利用権若しくは漁業権、入漁権その他漁業に関する権利又は河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利に関する調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 権利の所在地
- 二 権利者の住所、氏名及び生年月日
- 三 権利の種類、内容及び設定年月日
- 四 過去3箇年の年間の所得
- 五 法人にあっては前号に掲げる事項のほか、過去3箇年間の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- 六 その他必要と認められる事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる権利については、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 鉱業権、租鉱権又は採石権
  - イ 可採年数
  - ロ 今後投下されるべき起業費
  - ハ 未着手のまま据置期間のあるものについてはその期間
  - ニ 開坑後予定収益を生ずるまでに期間のあるものについてはその期間
  - ホ 探鉱中の鉱山又は未着手の鉱山であって鉱量が不明であり、かつ、将来の収益が不確定のものについては投下経費
- 二 温泉利用権
  - イ 鉱泉地の基本価格
  - ロ 湧出量指数
  - ハ 温泉地指数
  - ニ 分湯されたものについてはその条件
  - ホ 未利用のものにあって将来利用される見込みがあり、かつ、その収益が不確定なものについては投下経費
- 三 漁業権、入漁権、その他漁業に関する権利
  - イ 関係漁業協同組合の名称、所在地、組合長の氏名及び組合員数
  - ロ 漁業の種類及び漁法の種類
  - ハ 工事の施行に伴う漁業権の消滅又は制限の区域
  - ニ 工事の施行に伴い漁業に与える影響
  - ホ 漁獲量及び出漁日数
  - ヘ 魚価
  - ト 漁業経営費
  - チ 漁業用固定資産並びに漁業用動産の種類及び数量
- 四 河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利  
当該権利の取得に要した費用

(土石砂れきに関する調査)

第39条 土石砂れきに関する調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 土石砂れきの所在地
- 二 土地に関する権利者の住所、氏名及び生年月日
- 三 土石砂れきの種類、品質及び可採量
- 四 その他必要と認められる事項

(残地に関する調査)

第40条 土地を取得し、又は使用することにより、残地の価値の減少等の損失が生ずると認められるとき、又は残地を移転先として検討する必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- 一 残地の面積及び形状
- 二 残地に隣接する本人所有の土地の有無及び状況
- 三 残地の地目変換を要すると認められるときは周囲の土地の状況
- 四 土地を取得し、又は使用することにより、残地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要の有無及び必要があると認められる場合にあつては工法等の決定をするために必要と認められる事項
- 五 その他必要と認められる事項

(隣接地に関する調査)

第41条 土地を取得し、又は使用することにより、隣接地について通路、みぞ、かき、さくその他の工作物の新築、改築、増築、移転若しくは補修又は盛土若しくは切土をする必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- 一 隣接地の所在地
- 二 隣接地に関する権利者の住所、氏名及び生年月日
- 三 隣接地の地目、面積及び状況
- 四 工法等の決定をするために必要と認められる事項
- 五 その他必要と認められる事項

(立毛、養殖物又は特産物に関する調査)

第42条 立毛、養殖物又は特産物に関する調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 立毛、養殖物又は特産物の所在地
- 二 所有者の住所、氏名及び生年月日
- 三 種類及び面積若しくは数量並びに予想収穫量
- 四 植付け若しくは播種及び収穫の時期
- 五 成育の状況
- 六 その他必要と認められる事項

(少数残存者に関する調査)

第43条 少数残存者に関する調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 残存者の住所、氏名及び生年月日
- 二 所得減の度合
- 三 従前の戸数及び事業施行後に予想される戸数
- 四 公共機関、市場その他生活上不可欠な機関の移転先
- 五 水利費、組合費等その他従前の社会生活を営むために必要な費用の増加の額
- 六 その他必要と認められる事項

(離職者に関する調査)

第44条 離職者に関する調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 離職者の住所、氏名、生年月日、勤務先、職種、勤務年数、資格及び平均賃金
- 二 雇主、事務所名及びその所在地
- 三 再就職に通常必要とする期間
- 四 失業保険金受給予定額
- 五 その他必要と認められる事項

#### 第5節 土地調書及び物件調書

(調書の様式等)

第45条 規則第14条に規定する土地調書及び物件調書の様式は、それぞれ別記様式第12号及び別記様式第13号によるものとする。

- 2 前項の土地調書又は物件調書は、当該調書に係る土地又は物件の所有者及び関係人の数に1を加えた部数を作成し、1部を保有し、残りを土地又は物件の所有者及び関係人に交付するものとする。

### 第3章 補償金額の算定の手続

(台帳の様式)

第46条 規則第15条に規定する損失補償台帳の総括表の様式は別記様式第14号により、内訳表の様式は別記様式第15号によるものとする。

(規則第17条第1項に規定する事項)

第47条 規則第17条第1項ただし書に規定する局長が定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 規則第17条第1項第1号に係る労賃、資材の単価及び歩掛で、あらかじめ局長が定めるもの
  - 二 規則第17条第1項第2号に係る同一状況地域の区分及び標準地の評価格においては、事業計画における用地の取得規模が、面積にあつては5,000平方メートル以下で、かつ、用地費にあつては、7,000万円以下のもの
  - 三 規則第17条第1項第3号に係る建物の移転工法で営業補償(第5号に該当するものを除く。)に関連するもの以外のもの及び関連移転の範囲で関連移転の対象が物置、工作物等の軽微なもの
  - 四 規則第17条第1項第4号に係る補償にあつては、代替地の提供に係るもの
  - 五 規則第17条第1項第7号及び第9号(残地工事に係る価値減相当額補償及び残地価格を超えて同号に係る補償をするものを除く。)に係る補償にあつては、当該補償金額が1,000万円以下のもの
  - 六 規則第17条第1項第11号に係る補償にあつては、当該補償金額が2,000万円以下のもの
- 2 規則第17条第1項第12号に規定する事項は、次の各号に掲げるものとする。
    - 一 標準地の評価格から評価した土地の価格の調整(前項第2号に該当するものを除く。)に関するもの
    - 二 区分所有建物の補償、養殖物補償、特産物補償、土地等の返還に伴う補償及び造成費用の補償に関するもの
    - 三 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第120条及び都市再開発法(昭和44年法律第38号)第121条に規定する公共施設管理者の負担金に係るもの
    - 四 事業の施行に伴い生ずる損失の補償(当該補償金額が500万円以下のものを除く。)に係るもの



の

五 国土交通省損失補償取扱要領(平成15年8月5日付け国総国調第58号国土交通省総合政策局長通知)別記5自動車保管場所補償実施要領第3条(1)の表中の番号4、5及び6に掲げる機能回復の方法による補償に関するもの

六 その他局長がその都度必要と認めて指示するもの

(局長の承認事項の申請)

第48条 事務所長は、規則第17条の規定により局長の承認を受けようとするときは、別に定めるところにより局長に申請するものとする。

(局長の承認事項に係る打合せ)

第49条 事務所長は、土地等の取得等に伴う損失の補償に関して土地等の権利者との用地交渉を円滑に推進させるため、規則第17条の規定による局長の承認事項の申請の手續に先立って、申請に係る事項その他の問題点等について、局長と事前に十分な打合せを行うものとする。

(補償金明細表の様式)

第50条 規則第18条に規定する補償金明細表の様式は、別記様式第16号によるものとする。

#### 第4章 用地交渉、契約及び支払い

(用地交渉)

第51条 事務所長は、2名以上の担当者をして用地交渉に当たらせる等用地交渉の公正を確保するように努めるものとする。

(補償金額の提示及び最終交渉の通知)

第52条 事務所長は、規則第19条の規定による用地交渉において、土地等の権利者に対して補償金額を提示するときは、有効期限を明示した書面をもって行うものとし、この場合における様式は、おおむね別記様式第17号(その1)によるものとする。

2 規則第21条の規定により用地交渉の妥結していない権利者に対して補償金額を提示し、収用等以外の方法による土地等の取得等のための最終的な交渉である旨を通知する場合の様式は、別記様式第17号(その2)によるものとする。

第53条 事務所長は、前条第2項に定める書面により通知をしたときは、速やかにその結果を局長に報告するものとする。

(用地交渉記録簿)

第54条 規則第22条に規定する用地交渉記録簿の様式は、別記様式第18号によるものとし、用地交渉に当たった担当者が記録するものとする。

2 事務所長は、定例的に用地交渉記録簿の供覧を求め、必要に応じて用地交渉に当たった担当者等にその詳細な報告を求める等用地交渉の経過を正確に把握しておかなければならない。

3 事務所長は、必要に応じて用地交渉に関する情報を関係内部部局間で十分に共有させ、その連携の緊密化を図らなければならない。

(契約の締結)

第55条 契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、規則第24条の規定により土地等の権利者と契約を締結しようとするときは、同一人に対する土地等の取得等に関する契約と、当該契約に係る土地の上にある建物その他の物件の移転その他

通常生ずる損失の補償に関する契約とを一の契約書により行なうものとする。ただし、これらの契約を分離して行なわなければならない特別の理由があるときは、局長の承認を得てそれぞれの契約を分けて行うことができる。

- 2 契約担当官等は、規則第24条の規定により次の各号に掲げる契約(前項本文の規定により物件の移転、その他通常生ずる損失の補償に関する契約を合わせて行う場合の契約を含む。)を締結しようとするときは、それぞれ当該各号に定める契約書により行うものとする。
  - 一 土地売買に関する契約  
土地売買に関する契約書(別記様式第19号)
  - 二 権利消滅に関する契約  
権利消滅に関する契約書(別記様式第20号)
  - 三 借家人又は借間人の退去に関する契約  
借家人・借間人補償契約書(別記様式第21号)
  - 四 残地又は隣接地の損失の補償に関する契約  
補償契約書(別記様式第22号)
  - 五 土地の賃貸借に関する契約  
土地賃貸借に関する契約書(別記様式第23号)
  - 六 土地の使用貸借に関する契約  
土地使用貸借に関する契約書(別記様式第24号)
  - 七 土地の使用に伴う物件移転に関する契約  
土地の使用に伴う物件移転に関する契約書(別記様式第25号)
  - 八 建物の賃貸借に関する契約  
建物賃貸借に関する契約書(別記様式第26号)
  - 九 電線路、ガス施設及び水道施設の移転等に関する契約  
電線路・ガス施設・水道施設移転等に関する契約書(別記様式第27号)
  - 十 土地及び立木の売買に関する契約  
土地等の売買に関する契約書(別記様式第28号)
  - 十一 権利消滅及び立木の売買に関する契約  
権利消滅及び立木の売買に関する契約書(別記様式第29号)
  - 十二 立木の売買に関する契約  
立木の売買に関する契約書(別記様式第30号)
  - 十三 配偶者居住権に関する契約  
配偶者居住権者補償契約書(別記様式第63号)
- 3 契約担当官等は、前項各号に掲げる契約以外の契約及び前項各号に定める契約書によりがたい契約を締結しようとする場合においては、あらかじめ、局長の承認を得て契約書を作成するものとする。
- 4 補償に関する契約書の作成に当たっては、契約金額は改ざんの余地のないように記載するものとする。また、契約書の物件その他通常受ける損失補償の表示の表(以下、この項において「表」という。)の工作物及び立竹木の表示は、それぞれ一括して表示するとともに、規則第14条の規定により物件所有者が確認し署名押印した物件調書との関係を表に記載し、それぞれ一括して表示したものの内容が明らかになるようにしなければならない。ただし、やむを得ない理由により物件調書に物件所有者の署名押印が得られないときは、表の摘要欄に移転の義務を課した物件と移転の義務を課さない物件の区別を明らかにしなければならない。

(請求書の様式)

第56条 補償金の支払請求書の様式は、おおむね別記様式第31号によるものとする。

(印鑑証明書)

第57条 規則第24条の「必要があると認められるとき」とは、所有権移転の登記の嘱託のための

添附書類として必要な場合のほか、1件の補償金額が100万円を超える補償契約に係る場合をいうものとする。

(契約履行の確保のための措置)

第58条 事務所長は、規則第27条に規定する場合において、当該契約の内容となっている義務の履行を催告した後相当の期間内に契約の相手方が義務を履行しないときは、事前に局長と十分な打合せを行い、必要に応じて民事訴訟法(平成8年法律第109号)による手続又は道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)等に規定する監督処分を行うよう局長に上申するものとする。

(支払条件の明示をする必要のない場合)

第59条 規則第25条ただし書の「支払条件を明示する必要がないと認められるとき」とは、建物の所有者から、借家人又は借間人が移転した後当該建物に新たな借家人又は借間人を入居させない旨を確認する書面(損失補償基準の運用方針第20第3項なお書に規定する場合にあっては別記様式第21号(その3)の確約書)を提出させたうえ借家人又は借間人と移転契約を締結するとき、事業認定の告示(手続保留の申立てを行った土地にあっては、手続開始の告示。以下第78条第1項及び第79条第1項において同じ。)後において借家人又は借間人と移転契約をするとき等将来の収用手続において補償金額の全体に実質的な影響を及ぼすおそれのないときをいうものとする。

(検査)

第60条 規則第28条の規定により検査を行う場合には、次の各号に掲げる事項等について行うものとする。

- 一 土地の取得又は使用を目的とする契約にあっては、当該土地の引渡しがあったこと。
  - 二 土地に関する所有権以外の権利の消滅又は制限を目的とする契約にあっては、当該土地の明渡しがあったこと。
  - 三 第1号又は前号の場合において、取得し、若しくは使用する土地又は権利の消滅若しくは制限に係る土地に移転すべき物件があるときは、当該物件を当該土地の区域外に移転したこと。
  - 四 借家人、借間人又は配偶者居住権を有する者の移転補償契約にあっては、借家人、借間人又は配偶者居住権を有する者が建物所有者に当該建物を明け渡したこと。
- 2 漁業権等特殊な権利の消滅又は制限に関する補償、少数残存者補償、離職者補償、農業補償、営業補償、残地補償等相手方に積極的な給付を求めているものについては、検査の必要はないものとする。
- 3 事務所長は、第1項の検査を行うに当たり、検査対象箇所の取得等に関する契約に直接携わった者に検査を命じてはならない。

(検査調書の様式)

第61条 規則第28条第2項に規定する検査調書の様式は、別記様式第32号によるものとする。

(委任代理人に対する支払いができる場合)

第62条 規則第30条第1項ただし書の規定により、委任代理人に補償金を支払う場合は、土地等の権利者に当該代理人に委任した事実を必ず確認するものとする。

(支払通知書の様式等)

第63条 規則第30条第2項に規定する支払通知書の様式は、別記様式第33号によるものとする。

- 2 前項の支払通知書は、原則として封書により郵送するものとする。

## 第5章 収用等に関する手続

(測量又は調査のための土地の立入り)

第64条 事務所長は、他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする必要がある場合において、当該土地の占有者の同意を得ることができないときは、遅滞なく、法の規定による土地の立入りの手続を行うものとする。

2 前項の場合において、法第11条第1項の規定による都府県知事に対する通知は、別記様式第34号による土地立入通知書により、法第12条第1項の規定による市町村長に対する通知は、別記様式第35号による土地立入通知書により行うものとする。

3 事務所長は、第1項の規定により、法の規定による土地の立入りの手続を行ったときは、遅滞なく、局長にその旨を報告するものとする。

(障害物の伐除等)

第65条 事務所長は、他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて障害物を伐除し、又は当該土地に試掘等を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、遅滞なく、法の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の手続を行うものとする。

2 前項の場合において、法第14条第1項の規定により、障害物の伐除に関して市町村長の許可を受けようとするときは、別記様式第36号による障害物伐除許可申請書により、土地の試掘等に関して都府県知事の許可を受けようとするときは、別記様式第37号による試掘等許可申請書により行うものとする。

3 第1項の場合において、法第14条第2項の規定による当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者に対する通知は、障害物の伐除にあつては別記様式第38号による障害物伐除通知書により、土地の試掘等にあつては別記様式第39号による試掘等通知書により行うものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

第66条 事務所長は、他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて障害物を伐除しようとする場合において、当該障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、かつ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除するものとする。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市町村長に対する許可の申請は、別記様式第40号による障害物伐除許可申請書により、所有者及び占有者に対する通知は、別記様式第41号による障害物伐除通知書により行うものとする。

3 第64条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(あつせんの申請の上申)

第67条 事務所長は、土地等の取得等に関して関係当事者間の合意が成立するに至らない場合において、当該紛争の解決をあつせん委員のあつせんに付するため、法第15条の2第1項の規定により都府県知事にあつせんの申請をする必要があると認めるときは、その理由等を明らかにして、あつせんの申請の上申を局長にしなければならない。

(仲裁の申請の上申)

第67条の2 事務所長は、土地等の取得等の対償のみに関して、関係当事者間の合意が成立するに至らない場合において、当該紛争の解決を仲裁委員の仲裁に付するため、法第15条の7第1項の

規定により都府県知事に仲裁の申請をする必要があると認めるときは、その理由等を明らかにして、仲裁の申請の上申を局長にしなければならない。

(事業認定の申請の上申)

第68条 事務所長は、規則第6条に規定する適切な時期に、局長が事業認定の申請をすることができるように事業認定の申請の上申を局長にしなければならない。

第69条 事務所長は、前条の規定により、事業認定の申請の上申をしようとするときは、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

- 一 事業計画書
  - 二 起業地及び事業計画を表示する図面
  - 三 事業が関連事業に係るものであるときは、当該関連事業を施行する必要を生じたことを証する書面
  - 四 起業地内に法第4条に規定する土地があるときは、その土地に関する調書、図面及び当該土地の管理者の意見書
  - 五 起業地内にある土地の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
  - 六 事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証明する書類又は当該行政機関の意見書
  - 七 法第15条の14の規定に基づき講じた措置の実施状況を記載した書面及び土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第1条の2第1項第2号の規定により公告した新聞紙の当該部分の写し
- 2 前項の場合において、事業認定の申請の上申に係る事業が公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号。以下「特措法」という。)第2条に規定する特定公共事業(以下「特定公共事業」という。)であるときは、事業認定の申請の上申書に前項各号(第七号を除く。)に掲げる図書のほか、特措法第3条第1項の規定により講じた措置の経過説明書を添付するものとする。

(事業認定の申請の上申に先立つ措置)

第70条 事務所長は、前条の規定による事業認定の申請の上申に先立って、法第15条の14の規定に基づく措置として、事業の目的及び内容について、当該事業認定について利害関係を有する者に説明を行い、また、別記様式第42号の1、別記様式第42号の2、別記様式第43号、別記様式第44号又は別記様式第44号の2により、前条第1項第3号から第6号までに掲げる書面又は意見書の提出を求めるものとする。

2 事務所長は、事業認定の申請の上申に係る事業が特定公共事業であるときは、前条の規定による事業認定の申請の上申に先立って、特措法第3条第1項の規定による事業の説明等を行うものとする。

(手続保留の申立て)

第71条 事務所長は、第68条の規定により、事業認定の申請の上申をしようとする場合において、当該事業に係る起業地の全部又は一部について手続保留を行う必要があると認めるときは、手続保留の申立てを行う必要がある理由、手続保留の申立てを行う起業地の範囲及び手続開始の申立ての予定時期を明らかにして行うものとする。

(事業認定申請書等の縦覧等代行申請の上申等)

第72条 事務所長は、市町村長が事業認定申請書及びその添付書類の写しを受け取った日から2週間を経過しても法第24条第2項の規定による公告をせず、当該書類の写しを公衆の縦覧に供しない場合には、遅滞なく、同条第4項の規定による事業認定申請書等の縦覧等代行申請の上申を局

長にしなければならない。

- 2 法第24条第4項の規定による事業認定申請書等の縦覧等代行申請書の様式は、別記様式第45号によるものとする。

(起業地を表示する図面の長期縦覧代行申請の上申等)

第73条 事務所長は、市町村長が事業認定をした旨の通知を受けた日から2週間を経過しても起業地を表示する図面を公衆の縦覧に供しない場合には、遅滞なく、法第26条の2第3項の規定による起業地を表示する図面の長期縦覧代行申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第26条の2第3項の規定による起業地を表示する図面の長期縦覧代行申請書の様式は、別記様式第46号によるものとする。

(事業の廃止又は変更の届出の上申等)

第74条 事務所長は、事業認定の告示があった後、当該事業の全部又は一部を廃止し、又は変更したため土地等を収用し、又は使用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、法第30条第1項の規定による事業の廃止又は変更の届出の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第30条第1項の規定による事業の廃止又は変更届出書の様式は、別記様式第47号によるものとする。

(土地等の取得等の完了の届出の上申等)

第75条 事務所長は、事業認定の告示があった後、起業地内のすべての土地等の取得等を完了した場合には、遅滞なく、法第30条の2の規定による土地等の取得等の完了の届出の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第30条の2の規定による土地等の取得等の完了届出書の様式は、別記様式第48号によるものとする。

(手続開始の申立ての上申)

第76条 事務所長は、手続保留を行った場合において、当該手続保留を行う必要がなくなったときは、遅滞なく、手続開始の申立ての上申を局長にしなければならない。

(手続を開始する土地を表示する図面の縦覧代行申請の上申等)

第77条 事務所長は、市町村長が手続を開始する土地を表示する図面を受け取った日から2週間を経過しても当該図面を公衆の縦覧に供しない場合には、遅滞なく、法第34条の4第3項の規定による手続を開始する土地を表示する図面の縦覧代行申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第34条の4第3項の規定による手続を開始する土地を表示する図面の縦覧代行申請書の様式は、別記様式第49号によるものとする。

(補償等について周知させるための措置を講ずべき事項等)

第78条 事務所長は、事業認定の告示があったときは、直ちに、法第28条の2の規定により補償等について周知させるための措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定により土地所有者及び関係人に周知させる事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第71条又は第72条に関する事項
- 二 法第8条第3項ただし書に関する事項
- 三 法第45条の3第1項のうち売買等による承継に関する事項
- 四 法第89条に関する事項
- 五 裁決申請の請求の主体、方法(添付書類を含む。)及び効果に関する事項
- 六 補償金の支払請求の主体、方法(添付書類を含む。)及び効果に関する事項
- 七 明渡裁決の申立ての主体及び方法に関する事項
- 八 その他必要と認められる事項

- 3 事務所長は、第1項の規定により補償等について周知させるための措置を講じたときは、遅滞なく、局長にその旨を報告するものとする。

(土地調書及び物件調書の作成のための測量又は調査)

第79条 事務所長は、事業認定の告示があった後、法第36条第1項の規定による土地調書又は物件調書を作成するため、法第35条第1項の規定によりその土地又はその土地にある工作物に立ち入って、これを測量し、又はその土地及びその土地若しくは工作物にある物件を調査する必要があると認めるときは、同条第2項の規定により当該土地又は工作物の占有者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の土地又は工作物の占有者に対する立入通知書の様式は、別記様式第50号によるものとする。
- 3 第64条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(土地調書及び物件調書の作成)

第80条 事務所長は、事業認定の告示があった後、法第36条第1項の規定による土地調書及び物件調書を作成するものとする。

- 2 事務所長は、前項の土地調書及び物件調書を作成する場合には、自ら土地調書及び物件調書に署名押印し、土地所有者及び関係人(過失がなくて知ることができない者を除く。以下次項において同じ。)を立ち会わせたうえ、当該土地調書及び物件調書に署名押印させるものとする。
- 3 前項の場合において、土地所有者及び関係人のうちに、同項の規定による署名押印を拒んだ者、同項の規定による書名押印を求められたにもかかわらず相当の期間内にその責めに帰すべき事由によりこれをしない者又は同項の規定による署名押印をすることができない者があるときは、別記様式第51号による立会等要請書により、法第36条第4項の規定による市町村長の立会い及び署名押印を求めるものとする。
- 4 前項の場合において、市町村長が署名押印を拒んだときは、事務所長は、別記様式第52号による立会等要請書により、法第36条第5項の規定による都府県知事の立会い及び署名押印を申請するものとする。

第81条 事務所長は、前条の場合において、土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに土地調書又は物件調書の作成のための法第35条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げられたため、同項の規定により測量又は調査をすることが著しく困難であるため、他の方法により知ることができる程度でこれらの調書を作成する必要があるとき、又は法第36条の2第1項の各号に掲げる場合に該当し、同条同項本文に定める手続により土地調書又は物件調書を作成しようとするときは、あらかじめ、局長にその旨を報告し、局長の指示を受けるものとする。

(裁決申請の上申等)

第82条 事務所長は、法第39条第1項の規定により都府県の収用委員会に収用又は使用の裁決申請をする必要があると認めるときは、遅滞なく、裁決申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 前項の上申に当たっては、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。
  - 一 事業計画書並びに起業地及び事業計画を表示する図面
  - 二 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目
    - ロ 収用し、又は使用しようとする土地の面積(土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。)
    - ハ 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間
    - ニ 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所
    - ホ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積り及びその内訳

へ 権利を取得し、又は消滅させる時期

三 法第36条若しくは第36条の2の規定による土地調書又はその写し

- 3 第1項の裁決申請の上申が法第39条第2項の規定による請求に基づくものであり、かつ、土地調書の作成前であるときは、前項第2号の書類については、同号イ、ハ及びへに掲げる事項並びに登記記録に現われた土地所有者及び関係人の氏名及び住所を記載すれば足りるものとし、同項第3号に掲げる書類は添付することを要しない。
- 4 事務所長は、前項の場合において土地調書を作成したときは、速やかに、局長に裁決申請書の添付書類のうち省略した部分の補充の上申をしなければならない。

(裁定申請の上申等)

第 82 条の 2 事務所長は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号。以下「所有者不明土地法」という。）第 27 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定により都府県知事に特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定申請をする必要があると認めるときは、遅滞なく、裁定申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 前項の上申に当たっては、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 事業の種類

ロ 収用し、又は使用しようとする特定所有者不明土地（以下単に「特定所有者不明土地」という。）の所在、地番、地目及び地積

ハ 特定所有者不明土地の所有者の全部又は一部を確知することができない事情

ニ 特定所有者不明土地に関する所有権その他の権利を取得し、又は消滅させる時期

ホ 特定所有者不明土地等（特定所有者不明土地又は当該特定所有者不明土地にある物件をいう。第 3 号ハにおいて同じ。）の引渡し又は当該物件の移転の期限

へ 特定所有者不明土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成 30 年国土交通省令第 83 号。以下「所有者不明土地法施行規則」という。）第 35 条の規定による事業計画書

三 次に掲げる事項を記載した補償金額見積書

イ 特定所有者不明土地の面積（特定所有者不明土地を含む一団の土地が分割されることとなる場合にあつては、当該一団の土地の全部の面積を含む。）

ロ 特定所有者不明土地にある物件の種類及び数量

ハ 特定所有者不明土地等の確知所有者の全部の氏名又は名称及び住所

ニ 特定所有者不明土地の確知関係人（法第 8 条第 3 項に規定する関係人（ホにおいて単に「関係人」という。）であつて、相当な努力が払われたと認められるものとして所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成 30 年政令第 308 号）第 11 条で定める方法により探索を行ってもなお確知することができないもの以外の者をいう。）の全部の氏名又は名称及び住所並びにその権利の種類及び内容

ホ 特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等（特定所有者不明土地の所有者又は関係人をいう。）が受ける損失の補償金の見積額及びその内訳

四 所有者不明土地法施行規則第 39 条の規定による添付書類

- 3 事務所長は、所有者不明土地法第35条第2項の規定による請求又は要求（同法第37条第4項の規定において準用する場合を含む。）をする必要があると認めるときは、所有者不明土地法施行規則第50条の規定による事項を記載した書類を添付し、第1項の上申と併せて行うものとする。

(裁決申請書等の縦覧等代行申請の上申等)

第83条 事務所長は、市町村長が裁決申請書及びその添付書類の写しを受け取った日から2週間を経過しても法第42条第2項の規定による公告をせず、当該書類の写しを公衆の縦覧に供しない場合には、遅滞なく、同条第4項の規定による裁決申請書等の縦覧等代行申請の上申を局長にしな



なければならない。

- 2 法第42条第4項の規定による裁決申請書等の縦覧等代行申請書の様式は、別記様式第53号によるものとする。

(裁決申請があった旨の公告代行申請の上申等)

第84条 事務所長は、市町村長が裁決申請があった旨の通知を受けた日から2週間を経過しても法第45条第2項の規定による公告をしない場合には、遅滞なく、同条第3項の規定による裁決申請があった旨の公告代行申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第45条第3項の規定による裁決申請があった旨の公告代行申請書の様式は、別記様式第54号によるものとする。

(見積りによる補償金の支払関係書類の進達)

第85条 事務所長は、法第46条の2第1項の規定により土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人(先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。以下次条において同じ。)から土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いの請求があった場合において、当該請求に係る補償金の額が資金前渡官吏において支払うことができる額であるときは、遅滞なく、資金前渡官吏に支払わせ、資金前渡官吏において支払うことができる範囲を超えたものであるときは、遅滞なく、支出官に関係書類を添えて補償金の支払いの上申をするものとする。

(先取特権者等に対する通知等)

第86条 事務所長は、法第46条の2第1項の規定により土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人から土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いの請求があった場合において、当該土地又は土地に関する所有権以外の権利について先取特権、質権又は抵当権を有する者がいるときは、あらかじめ、これらの者に対して当該請求に係る補償金を支払う旨を通知するものとする。

- 2 前項の見積りによる補償金の支払通知書の様式は、別記様式第55号によるものとする。

(明渡裁決の申立ての上申等)

第87条 事務所長は、法第47条の3第1項の規定により都府県の収用委員会に明渡裁決の申立てをする必要があると認めるときは、遅滞なく、明渡裁決の申立ての上申を局長にしなければならない。

- 2 前項の上申に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

- イ 土地の所在、地番及び地目

- ロ 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。)

- ハ 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

- ニ 第82条第2項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

- ホ 土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の期限

- 二 法第36条若しくは法第36条の2の規定による物件調書又はその写し

(明渡裁決の申立書類の縦覧代行申請の上申等)

第88条 事務所長は、市町村長が明渡裁決の申立書類の写しを受け取った日から2週間を経過しても当該書類の写しを公衆の縦覧に供しない場合には、遅滞なく、法第47条の4第2項の規定による明渡裁決の申立書類の縦覧代行申請の上申を局長にしなければならない。

- 2 法第47条の4第2項の規定による明渡裁決の申立書類の縦覧代行申請書の様式は、別記様式第56号によるものとする。

(補償金等不服通知書の様式)

第89条 法第96条第4項の規定による補償金等不服通知書の様式は、別記様式第57号によるものとする。

(移転等代行等の請求の上申等)

第90条 事務所長は、明渡裁決又は裁定があった後、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、法第102条の2第1項の移転の代行の請求の上申を局長にしなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその責めに帰することができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

2 事務所長は、明渡裁決又は裁定があった後、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限若しくは特定所有者不明土地等の引渡し等の期限までに完了する見込みがないときは、遅滞なく、法第102条の2第2項の規定による代執行の請求の上申を局長にしなければならない。

3 法第102条の2第1項の規定による移転等代行請求書の様式は別記様式第58号により、同条第2項の規定による代執行請求書の様式は別記様式第59号によるものとする。

(協議の確認の申請の上申等)

第91条 事務所長は、起業地の全部又は一部について土地所有者及び関係人の全員との間に土地等の取得等に関して協議が成立した場合において、法第116条第1項の規定により都府県の収用委員会に協議の確認の申請をする必要があると認めるときは、土地所有者及び関係人の同意を得たことを証する書面(以下次項において「同意書」という。)を添付して協議の確認の申請の上申を局長にしなければならない。

2 前項の同意書の様式は、別記様式第60号によるものとする。

(非常災害時における土地の使用)

第92条 事務所長は、非常災害に際し公共の安全を保持するために事業を特に緊急に施行する必要がある場合には、法第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用を市町村長に通知したうえ、直ちに、他人の土地を使用するものとする。

2 法第122条第1項の規定による非常災害時土地使用通知書の様式は、別記様式第61号によるものとする。

3 第64条第3項の規定は、第1項の場合に準用する。

(緊急使用許可申立ての上申等)

第93条 事務所長は、裁決申請に係る事業を緊急に施行する必要がある場合で、明渡裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、その結果、災害を防止することが困難となり、その他公共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第123条第1項の規定による土地の緊急使用の許可の申立ての上申を局長にしなければならない。

2 法第123条第1項の規定による土地緊急使用許可申立書の様式は、別記様式第62号によるものとする。

(生活再建措置の充実)

第93条の2 事務所長は、法第139条の2第1項の規定による申出があった場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるように努めるものとする。

(取得した土地の管理)

第94条 規則第31条第1項の規定による取得した土地とこれに隣接する土地との境界を明示するために設置する境界杭〈ぐい〉は、コンクリート杭〈ぐい〉とし、河川用地については50メートル、道路用地については20メートルの間隔ごとに打設するものとする。ただし、地形の状況その他必要に応じてこの間隔を伸縮できるものとする。

(取得した土地の不法占有者に対する催告等)

第95条 事務所長は、規則第31条第2項の規定により、取得した土地を不法に占有する者(以下「不法占有者」という。)に土地の明渡しを催告するときは、内容証明郵便その他適当と認められる方法により行うものとする。

- 2 事務所長は、前項の催告をしたときは、速やかにその結果を局長に報告するものとする。
- 3 事務所長は、第1項の催告をしてもなお不法占有者が引き続き占有を継続しているときは、事前に局長と十分な打合せを行い、必要に応じて民事訴訟法による手続又は道路法、河川法等に規定する監督処分を行うよう局長に上申するものとする。

(業務の委託)

第96条 事務所長は、土地等の取得等に関する事務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、局長の承認を受けなければならない。ただし、事務所長が専行できるとされているものについては、この限りでない。

(調査の補助の依頼)

第97条 事務所長は、土地等の権利者の住所等が管轄する区域外の遠隔地にある場合において、当該権利者の住所地等を管轄する事務所長が当該権利者に関する調査を補助することにより、用地取得の迅速化及び適正化が図られると認められるときは、当該事務所長に対して、土地等の権利者に関する調査の補助を依頼することができる。

- 2 前項の土地等の権利者に関する調査の補助は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
  - 一 土地等の権利者の住所地又は所在地、居住又は営業実態等の確認
  - 二 土地等の権利者を確認するために必要な書類等の取得
  - 三 その他必要と認められる事項
- 3 第1項の土地等の権利者に関する調査の補助の依頼は、別記様式第64号による依頼書により行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成13年4月1日から適用する。
- 2 九州地方建設局用地事務取扱細則(昭和43年九建規第11号)は、廃止する。
- 3 この細則の適用の際、現に土地等の調査を行っているものについては、なお従前の例によることができるものとする。

附 則(平成14年3月29日国九整規第2号)

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年9月22日国九整規第7号)

改正後の細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月3日国九整規第9号)

改正後の細則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成20年6月30日国九整規第5号)  
改正後の細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年 6月30日国九整規第 5号)  
改正後の細則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月10日国九整規第 8号)  
改正後の細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日国九整規第2号)  
改正後の細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日国九整規第11号)  
改正後の細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日国九整規第16号)  
改正後の細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日国九整規第22号)  
改正後の細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日国九整規第8号)  
改正後の細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日国九整規5号)  
改正後の細則は、令和5年8月1日から施行する。

附 則(令和6年3月 日国九整規 号)  
改正後の細則は、令和6年4月1日から施行する。

用地取得進捗状況報告書（      年度 月分）

事務所名	路線名 又は 水系名	国道名 又は 箇所名	用地費	補償費	月分 までの契約 済額 (B)	月分 までの支出 済額 (C)	B / A	B / A'	C / A'	用地取得 予定期間	事業認定申 請の要否及 び予定時期	手続保留の申立ての 要否及び手続開始 申立ての予定時期	摘 要
			当初計画 額 (A)	変更計画 額 (A')									
			千円	千円	千円	千円							

- 備考(1) この書面は、河川、ダム、砂防、海岸及び道路の各事業ごとに作成すること。
- (2) 用地取得予定期間の欄、事業認定申請の要否及び予定時期の欄、手続保留の申立ての要否及び手続開始の申立ての予定時期の欄は、規則別記様式第1の用地取得計画書の同欄に記載した予定に変更があった場合において、変更前のものを括弧内に入れて上段に、変更後のものを下段にそれぞれ記載すること。
- (3) 用地取得に関して特記すべき事項があるときは摘要欄に、記載すること。
- (4) 繰越明許費に係る明許繰越分及び事故繰越分は、別欄に（ ）書きで記載するとともに、その区分を摘要欄に明記すること。

別記様式第2号

(記号) 第 号

年 月 日

殿

事務所長

起工の承諾による工事施行承認申請書

当所が施行する 工事のため、末尾記載の土地において、下記により用地取得完了前に起工の承諾を得て工事を行いたいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 工事名
- 2 工事開始予定期日
- 3 用地取得完了予定期日
- 4 その他必要な事項

土地の表示

郡 町  
県 区 地内  
市 村

所在地			地目		施工面積	土地等の権利者	摘要
大字	字	地番	公簿	現況			

別記様式第2の2号

年 月 日

殿

土地等の権利者

住 所

氏 名

又は名称



起 工 の 承 諾 書

国土交通省が施行する 所有 工事のため、私が借地する末尾記載の土地を、耕作

補償契約の締結に先立って、下記により使用されることを承諾する。

記

- 1 工事着工予定期日 年 月 日
2 補償契約予定期日 年 月 日
3 土地の使用料 無 償

土 地 の 表 示

郡 町

県 区 地内

Table with 8 columns: 所在地 (大字, 字, 地番), 地目 (公簿, 現況), 施工面積, 土地等の権利者, 摘要. It contains 5 rows of data.

別記様式第3号

土地調査表

土地の登記記録										整理番号				
表題部		権利部								用 地	土地の登記記録調査	調 査 年 月 日	調 査 者	
所 在	都 県	郡 市 区									符 号			地 積
	町 村	大 字 字									残 地	課 税 評 価 格	法人の登記簿等調査	
地 番		地 目									符 号	地 積	所有者以外の権利又は仮登記の調査	
地 積											現 況	地 目		
所 有 者														
戸籍簿等又は法人の登記簿														
所 有 者														
備 考														

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



(注) 別記様式第 4 号から別記様式第 6 号及び別記様式第 9 号は定めていない。



別記様式第7の2号(その1) 削除

別記様式第7の2号（その2） 削除



居 住 者 調 査 表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地	都府県	郡市	区	町大字	字	番地	
建物所有者住所	都府県	郡市	区	町大字	字	番地	
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所			電話番号	局番	呼	
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 (不明の時は推定)	年月日	建物の取得方法		居住年月日 (不明の時は推定)	年月日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	勤務先所在地	職業			
世帯主		年月日					
		年月日					
		年月日					
建物に借家・借間人が居住している場合							
借家の別 借間	貸主	借家人氏名 借間	家賃	借家面積 借間	権利金敷金	契約年月日	契約書の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況				住居面積			
摘要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権の氏名			配偶者居住権者の住所				

(備考) 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判横とする。

## 居 住 者 調 査 表

(借家・借間)

調査者		調 査 年月日		整理番号	
住 所	都 府 県	郡 市	区	町 大字 村	番 地
氏名又は名称			電話 番号	局	番(呼)
続 柄	氏 名	生 年 月 日	職 業	勤務先所在地	
世帯主又は法人 を代表する者		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
家主氏名		家 賃	月	円	権利金敷金
					円
借家面積	m <sup>2</sup>	借間面積	m <sup>2</sup>		住居面積
					m <sup>2</sup>
借家・借間契約 年 月 日	年 月 日	契約期間	年	住民基本台帳、住民票、貸借契約書等の有無	
使用状況	入居日	年 月 日	入居期間	年	
備 考	家賃等について、記載すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

別記様式第10号 削除



別記様式第11号

農 業 調 査 表

				調 査 者		調 査 日 年 月 日	
経 営 者	住 所	氏 名 又 は 称		生 年 月 日	法人の代表者の 氏 名 及 び 住 所		
取得し、又は使用しようとする農地の種別並びに面積及び所在地	所 在 地	地 番	現 況 地 目	面 積			
取得し、又は使用前の農地の種別ごとの農業経営面積及び家族構成人員	現 況 地 目	面 積	家 族 構 成 人 数		家 族 農 業 従 事 者 数		
			男		男		
			女		女		
固定資産の種類及び数量	種 類	数 量	現 在 価 格	耐 用 年 数	経 過 年 数		
農業用動産の種類及び数量	種 類	数 量	現 在 価 格	耐 用 年 数	経 過 年 数		

<p>労働日数</p>	
<p>過去3箇年の田畑別10 アール当たりの毎年の 所得</p>	
<p>家族以外の従業員の氏 名、年齢、職種、雇 傭条件及び1箇月の平均 賃金</p>	
<p>摘要</p>	

(備考) 法人にあっては、過去3箇年間の貸借対照表、損益計算書及び財産目録を添附すること。





別記様式第14号

補 償 金 総 括 表

契 約 金 額		被 補 償 者 住 所 新 住 所 氏 名 生年月日		年 月 日
前 払 金 額				
後 払 金 額				
契 約 年 月 日	年 月 日			
変 更 契 約 日	年 月 日			
土 地 引 渡 物 件 移 転 期 限	年 月 日			
変 更 移 転 期 限	年 月 日			
関 係 権 利 者 と の 契 約 年 月 日	年 月 日	法 人 の 代 表 者 の		
登 記 年 月 日	年 月 日	住 所 氏 名		
土 地 引 渡 物 件 移 転 完 了 年 月 日	年 月 日	代 理 人		
検 査 年 月 日	年 月 日	住 所 氏 名		
前 金 払 年 月 日	年 月 日	代 理 受 取 人		
支 払 完 了 年 月 日	年 月 日	住 所 氏 名		
補 償 項 目	金 額	前 金 払	後 払 金	摘 要
土 地 所 有 権 の 補 償				
土 地 に 関 す る 所 有 権 以 外 の 権 利 の 補 償				
土 地 に 関 す る 権 利 以 外 の 補 償				
内 訳	物 件 移 転 料			
	そ の 他			
計				











（記号）第 号  
年 月 日

殿

事務所長

損失補償協議書

¥

国土交通省が施行する 工事に必要な土地等の取得等に伴う損失補償について、上記金額をもってご承諾を得たく協議いたします。

なお、本損失補償協議書記載の補償金額の有効期限は、 年 月 日とします。

補償内訳

補償項目	種別	数量	金額

（備考） 補償項目は、適宜細分して記入すること。

(記号) 第 号  
年 月 日

殿

事務所長

損失補償協議書

¥

かねて協議中の国土交通省が施行する 工事に必要な土地等の取得等に伴う損失補償  
について、上記金額をもって土地収用法（昭和26年法律第219号）による収用等以外の方法による  
土地等の取得等のための最終協議額といたしますので、この点ご留意のうえ、ご承諾を得たく協  
議いたします。

補償内訳

補償項目	種別	数量	金額

(備考) 補償項目は、適宜細分して記入すること。

別記様式第18号

用 地 交 渉 記 録

課 長	用地官	係 長	担当官

交 渉 場 所			
交 渉 年 月 日		交 渉 時 間	自 至
出 席 者	当 所		
	相 手 方		
交 渉 内 容			
特 記 事 項 其 他			

## 別記様式第19号

### 土地売買に関する契約書

〒

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について所有者 を  
甲とし、国を乙として、下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

土地代金 ￥

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表

に掲げるその他通常受ける損失の補償金 ￥

(甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(土地の引渡期限等)

**第2条** 甲は、 年 月 日までに乙に土地を引き渡すものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に土地を引き渡す場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

3 甲は、やむを得ない事情により、第1項の期限までに乙に土地を引き渡すことができなくなった場合には、期限の変更について乙と協議するものとする。

4 甲は、土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

**第3条** 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙( 事務所長)に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第4条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち￥ の支払いを乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

一 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。

二 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人(借間人を含む。以下この条及び第7条におい

て同じ。)が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては当該権利者、当該物件の所有者、当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

三 前条の規定により書類を提出したとき。

2 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭金の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(第三者による代理)

**第5条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙(事務所長)の同意を得たものについては、この限りでない。

一 土地を第三者に譲渡すること。

二 土地に地上権、貸借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

三 土地に物件を設置すること。

四 土地の形質を変更すること。

2 土地に甲の所有に係る土地に定着する建物が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙(事務所長)の同意を得たときは、この限りでない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損失額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第7条** 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

二 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。

三 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合において、引渡期限までに当該権利者、当該物件の所有者、当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

**第8条** 引渡期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第9条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出あったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

**第10条** この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長





## 別記様式第20号

### 権利消滅に関する契約書

¥

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に関する所有権以外の権利について  
権利者 を甲とし、国を乙として、下記条項により権利消滅に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、別表第1 A欄に掲げる土地(以下「土地」という。)に関する同表B欄に掲げる権利(以下「権利」という。)を消滅させ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

権利消滅補償金 ¥

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表

に掲げるその他通常受ける損失の補償金 ¥

(甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(履行期限等)

**第2条** 甲は、 年 月 日までに権利を消滅させ(権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。)、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、同日までに当該物件を移転するものとする。

2 甲は、止むを得ない事情により、前項の期限までに乙に土地を明け渡すことができなくなった場合には、期限の変更について乙と協議するものとする。

(必要書類の提出)

**第3条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙( 事務所長)に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第4条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち¥ の支払を乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

一 土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき。

二 土地に存する甲の所有に係る建物に借家人(借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。)が居住している場合においては、当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立したとき。

三 配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては、当該配偶者居住権を有する者と乙との間に配偶者居住権者補償契約が成立したとき。

2 甲は、第1条第1項の義務を履行したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(第三者による代理)

**第5条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる行為で乙(事務所長)の同意を得たものについては、この限りでない。

一 権利を第三者に譲渡すること。

二 土地に物件を設置し、又は土地の形質を変更すること。

三 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存する場合において、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は当該物件に抵当権若しくは質権を設定すること。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第7条** 甲が前条第1項の規定に違反したとき又は履行期限までに土地の所有者、第4条第1項第2号の借家人、同条同項第3項の配偶者居住権を有する者若しくは乙が補償契約を締結しようとする土地に関する権利者で甲以外の者と乙との間に、それぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

**第8条** 履行期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第9条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第10条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名又は名称

乙 住所

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局

事務所長



別記様式第21号 (その1)

借 家 人 補 償 契 約 書  
借 間 人

¥

国土交通省が施行する 工事のために必要を生じた建物の移転に関し借家人  
借間人  
を甲とし、国を乙として、下記条項により借家人 補償契約を締結する。  
借間人

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、別表第1A欄に掲げる土地（以下「土地」という。）に存する同表B欄に掲げる建物（以下「建物」という。）をその所有者が移転することについて同意し、かつ、  
年 月 日までに、建物をその所有者が移転することができる状態（建物を配偶者居住権を有する者から賃借している場合にあっては、当該配偶者居住権を有する者に建物を明け渡した状態）にするものとし、かつ、建物の敷地（残地を除く。）に物件（移転することにつき甲が権限を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(必要書類の提出)

**第2条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙（  
事務所長）に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第3条** 甲は、この契約の締結後に頭書の金額のうち¥ の支払を、建物を、第1条第1項に規定する状態にし、かつ、同項に規定する物件を移転したときに残額の支払いを乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡の禁止)

**第4条** 甲は、建物の移転が完了するまでは、建物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は建物を第三者に貸し付けてはならない。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第5条** 甲が前条第1項に規定に違反したときは、乙は、この契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

**第6条** 第1条第1項に規定する期限後において、建物の敷地（残地を除く。）に同条同項に

規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第7条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第8条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長



別記様式第 2 1 号 (その 2)

借 家 人 補 償 契 約 書  
借 間 人

¥

国土交通省が施行する 工場のために必要を生じた建物の移転に関し借家人  
を甲とし、国を乙として下記条項により借家人 補償契約を締結する。借間人

記

(契約の主旨)

**第 1 条** 甲は、別表第 1 A 欄に掲げる土地 (以下「土地」という。) に存する同表 B 欄に掲げる建物 (以下「建物」という。) をその所有者が移転することについて同意し、かつ、  
年 月 日までに、建物をその所有者が移転することができる状態 (建物を配偶者居住権を有する者 (以下「配偶者居住権者」という。) から賃借している場合にあつては、当該配偶者居住権者に建物を明け渡した状態) にするものとし、かつ、建物の敷地 (残地を除く。) に物件 (移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。) が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第 2 に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。(甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(必要書類の提出)

**第 2 条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙 ( 事務所長) に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第 3 条** 甲は、土地の所有者、建物の所有者及び建物を配偶者居住権者から賃借している場合にあつては、当該配偶者居住権者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したときに頭書の金額のうち¥ の支払を乙 (官署支出官又は資金前渡官吏) に請求することができる。

2 甲は、建物を第 1 条第 1 項に規定する状態にし、かつ、同項に規定する物件を移転したときに頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙 (官署支出官又は資金前渡官吏) に請求することができる。

3 乙は、前 2 項の規定による請求があつたときは、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡の禁止)

**第 4 条** 甲は、建物の移転が完了するまでは、建物を使用する権利を第三者に譲渡し、又は建物を第三者に貸し付けてはならない。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第 5 条** 甲が前条第 1 項の規定に違反したとき又は、 年 月 日までに土地の

所有者、建物の所有者若しくは建物を配偶者居住権者から賃借している場合にあっては、当該配偶者居住権者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないときは、乙は、この契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

**第6条** 第1条第1項に規定する期限後において、建物の敷地（残地を除く。）に同条同項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第7条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第8条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長





別記様式第 21 号 (その 3)

確 約 書

国土交通省が施行する 工事のために必要を生じた建物の移転に関し、補償契約の締結以前にやむを得ない理由により借家人又は借間人が移転することについて、建物所有者を甲とし、国を乙として、下記事項を確約する。

記

- 1 甲は、甲の所有する別表に掲げる建物（以下「建物」という。）に居住しているすべての借家人又は借間人が明渡しを完了したときは、すみやかに移転するよう努めるものとする。
- 2 甲は、別表の借家人又は借間人が当該建物を明け渡した日以降においては、当該建物に新たな借家人又は借間人を入居させないものとする。
- 3 甲は、第 1 項の規定に違反したとき又は第 1 項に関連して関係者から異議の申出があったときは、責任をもって解決するものとする。
- 4 この確約書に疑義を生じたとき又はこの確約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この確約の証として、確約書 2 通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
九州地方整備局 事務所長



## 別記様式第22号

### 補償契約書

〒

国土交通省が施行する 工事のために隣接地について生ずる損失を受けた者を甲とし、国を乙として、下記条項により補償契約を締結する。

#### 記

(契約の主旨)

**第1条** 乙は、別表に掲げる土地について生じる損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。(甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2 甲は、前項に規定する損失については、この契約に基づくもののほか一切の要求をしないものとする。

(必要書類の提出)

**第2条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙( 事務所長)に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第3条** 乙は、甲から頭書の金額の支払の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

**第4条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第5条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長

別表

土地の表示

県 郡 町 地内  
市 区 村

大字	字	地番	地目	面積	摘要

## 別記様式第23号

### 土地賃貸借に関する契約書

国土交通省が施行する 工事 の用に供するために必要な土地について土地所有者 を甲とし、国を乙として、下記条項により土地賃貸借に関する契約を締結する。

#### 記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地(以下「土地」という。)を乙に賃貸し、かつ、土地に物件(移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。)が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による金額を甲に支払うものとする。

土地賃料月額 ¥

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表

に掲げるその他通常受ける損失の補償金 ¥

(甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(契約期間等)

**第2条** この賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに乙から申し出がないときは、次の1箇年間同一条件をもって契約を継続するものとし、 工事終了までこの例によるものとする。

2 乙は、前項の契約期間内であっても、工事等の終了により土地の賃借を行う必要がなくなったときは、1箇月前に予告してこの契約を終了することができるものとする。

3 甲は、土地に前条第1項に規定する物件があるときは、 年 月 日までに乙の工事に支障のないように移転するものとする。

4 甲は、土地にある物件の移転が完了したときは、乙の確認を受けるものとする。

5 第3項の移転期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は、甲の負担とする。

(期間計算)

**第3条** 賃貸借の期間に1箇月未満の端数があるときは、その賃料は、日割計算するものとする。

(賃料等の支払)

**第4条** 甲は、乙の会計年度の毎四半期末ごとに当該四半期分の賃料の支払を乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

2 甲は第2条第3項の確認を受けたときは、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金を乙(官署支出官又は資金前渡官吏)に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡等)

**第5条** 甲は、この契約期間中土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、乙へ通知するものとする。この場合、この契約による甲の義務は、甲の責任において当該第三者に承継させるものとする。

2 乙は、土地を他の目的に使用し、若しくは第三者に転貸し、又はこの権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合において、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(新たな権利設定等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、乙（事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

- 一 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 二 土地に物件を設置すること。
- 三 土地の形質を変更すること。

(契約に関する紛争の解決)

**第7条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(公租公課の負担)

**第8条** 土地に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

**第9条** この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約期間満了による土地の返還)

**第10条** 乙は、この契約期間が満了したときは、すみやかに土地をもとの状態に回復して、甲に返還するものとする。ただし、契約満了時の現状のままの返還を乙が申し出て、甲がこれを承諾したときはこの限りでない。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長





## 別記様式第24号

### 土地使用貸借に関する契約書

〒

国土交通省が施行する 工事 の用に供するために必要な土地について土地所有者を甲とし、国を乙として、下記条項により土地使用貸借に関する契約を締結する。

#### 記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に貸与し、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金（以下「補償金」という。）として頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(契約期間等)

**第2条** この使用貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに乙から申し出がないときは、引き続き次の1箇年間同一条件をもって契約を継続するものとし、 工事終了までこの例によるものとする。

2 乙は、前項の契約期間であっても、工事の終了等により土地の使用を行う必要がなくなったときは、1箇月前に予告してこの契約を終了することができる。

3 甲は、土地に前条第1項に規定する物件があるときは、 年 月 日までに乙の工事に支障のないように移転するものとする。

4 甲は、土地にある物件の移転が完了したときは、乙の確認を受けるものとする。

5 第3項の移転期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は、甲の負担とする。

(補償金の支払)

**第3条** 甲は、前条第4項の確認を受けたときは、補償金の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡等)

**第4条** 甲は、この契約期間中土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、乙へ通知するものとする。この場合、この契約による甲の義務は、甲の責任において当該第三者へ承継させるものとする。

2 乙は、土地を他の目的に使用し、若しくは第三者に転貸し、又はこの権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合において、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(新たな権利設定等の禁止)

**第5条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、乙（事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

一 土地に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定すること。

二 土地に物件を設置すること。

三 土地の形質を変更すること。

（契約に関する紛争の解決）

**第6条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

（公租公課の負担）

**第7条** 土地に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

（収入印紙の負担）

**第8条** この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

（契約期間満了による土地の返還）

**第9条** 乙は、この契約期間が満了したときは、すみやかに土地をもとの状態に回復して、甲に返還するものとする。ただし、契約満了時の現状のままの返還を乙が申し出て、甲がこれを承諾したときはこの限りでない。

（契約外の事項）

**第10条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所

氏名又は名称

乙 住 所

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 工事事務所長



## 別記様式第25号

### 土地の使用に伴う物件移転に関する契約書

〒

国土交通省が施行する 工事 の用に供するために必要な土地について物件所有者  
を甲とし、国を乙として、下記条項により物件移転に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙が使用することに同意し、  
かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、  
当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金  
（以下「補償金」という。）として頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担するこ  
ととなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(移転期限等)

**第2条** 甲は、 年 月 日までに第1条第1項に規定する物件を移転するものとし  
る。

2 甲は、土地にある物件の移転が完了したときは、乙の確認を受けるものとする。

3 移転期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転す  
ることができるものとし、このために必要な経費は、甲の負担とする。

(補償金の支払)

**第3条** 甲は、前条第2項の確認を受けたときは、補償金の支払を乙（官署支出官又は資金前  
渡官吏）に請求することができる。

2 乙は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内  
に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(契約に関する紛争の解決)

**第4条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったとき  
は、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第5条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙  
協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）  
押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長



## 別記様式第26号

### 建物賃貸借に関する契約書

建物賃料月額 円

国土交通省が施行する 工事 の用に供するために必要な建物について建物所有者を甲とし、国を乙として、下記条項により建物賃貸借に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる建物（以下「建物」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

2 乙は、建物賃料月額として頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(契約期間等)

**第2条** この賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに乙から申し出がないときは、引き続き次の1箇年間同一条件をもって契約を継続するものとし、 工事終了までこの例によるものとする。

2 乙は、前項の契約期間内であっても、工事の終了等により建物の賃借を行う必要が無くなったときは、1箇月前に予告してこの契約を終了することができるものとする。

(期間計算)

**第3条** 賃貸借の期間に1箇月未満の端数があるときは、その賃料は、日割計算するものとする。

(賃料の支払)

**第4条** 甲は、乙の会計年度の毎四半期末ごとに、当該四半期分の賃料の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(権利の譲渡等)

**第5条** 甲は、この契約期間中建物を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、乙へ通知するものとする。この場合、この契約による甲の義務は、甲の責任において当該第三者に承継させるものとする。

2 乙は、建物を改造し、大規模な模様替えをし、他の目的に使用し、若しくは第三者に転貸し、又はこの権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合において、あらかじめ、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(新たな権利設定等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、乙（ 事務所長）の同意を得たものについてはこの限りでない。

- 一 建物に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 二 建物に新たな物件を設置すること。
- 三 建物の形状を変更すること。

(契約に関する紛争の解決)

**第7条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申し出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(公租公課の負担)

**第8条** 建物に対する公租公課は、すべて甲の負担とする。

(収入印紙の負担)

**第9条** この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約期間満了による建物の返還)

**第10条** 乙は、この契約期間が満了したときは、すみやかに甲に返還するものとする。ただし、第5条第2項に規定する建物の改造又は大規模な模様替えを甲の承諾を得て行っていない場合において契約満了時に現状のままの返還を乙が申し出て、甲がこれを承諾したときはこの限りでない。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 工事事務所長

別表

建 物 の 表 示

郡 町  
県 区 地内  
市 村

大 字	字	地 番	構 造	床面積又は延べ面積	摘 要



別記様式第27号

電線路  
ガス施設  
水道施設

移転等に関する契約書

¥

国土交通省が施行する 工事のため必要を生じた の移転、除却、嵩上等（以下「移転等」という。）に関し、所有者 を甲とし、国を乙とし、下記条項により契約を締結する。

記

（契約の主旨）

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表に掲げる （甲が権原を有するものに限る。）について、移転等を行うものとする。

2 乙は、別表に掲げる の移転等の補償金（以下「補償金」という。）として、頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（移転期限等）

**第2条** 甲は、 年 月 日までに第1条第1項に規定する の移転等を行うものとする。

2 甲は、 の移転等が完了したときは、乙の確認を受けるものとする。

（補償金の支払）

**第3条** 甲は、乙との間に 移転等に関する契約が成立したときに頭書の補償金のうち ¥ の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

2 甲は、第1条第1項の義務を履行した時に頭書の金額から前項の規定により、請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（残留物件の処理）

**第4条** 第2条第1項に規定する期限後において、第1条第1項に規定する が存するときは、乙は甲に代わって当該 の移転等を行うことができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

（契約に関する紛争の解決）

**第5条** この契約の内容又は、この契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

（契約外の事項）

**第6条** この契約に疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。



別記様式第28号

土地等の売買に関する契約書

¥

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について所有者 を  
甲とし、国を乙として、下記条項により土地等の売買に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）及び別表第2  
に掲げる立木（以下「土地等」という。）を乙に売り渡し、土地等に質権、抵当権又は先取  
特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地等に物件（移  
転することにつき甲が権原を有しないもの及び別表第2に掲げる立木を除く。）が存すると  
きは、当該物件を移転させるものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

土地代金 ¥

別表第2に掲げる立木の代金 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税  
の額 ¥ )

別表第3に掲げる物件の移転料及び同表に掲  
げるその他通常受ける損失の補償金（甲が負  
担することとなる消費税及び地方消費税相当  
額を含む。） ¥

(土地等の引渡期限等)

**第2条** 甲は 年 月 日までに乙に土地等を引き渡すものとする。

2 甲は前項の規定により乙に土地等を引き渡す場合において、土地等に前条第1項に規定す  
る権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利  
が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）、かつ、土地等に前条第1  
項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

3 甲は、止むを得ない事情により、第1項の期限までに乙に土地等を引き渡すことができな  
くなった場合には、期限の変更について乙と協議するものとする。

4 甲は、土地等に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利  
の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

**第3条** 甲は、乙が土地等の所有権移転登記（別表第2に掲げる立木の所有権が登記されてい  
ない場合は、別表第2に掲げる立木の所有権移転登記を除く。第4条第2項において同じ。）  
の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙  
( 事務所長 ) に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第4条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち〆の支払いを乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

一 土地等に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。

二 土地等に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合、土地等に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては当該権利者、当該物件の所有者、当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

三 前条の規定により書類を提出したとき。

2 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地等を引き渡し、かつ、土地等の所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

3 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(第三者による代理)

**第5条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

(土地等の譲渡等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号から第5号に掲げる行為で乙（事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

一 土地等を第三者に譲渡すること。

二 土地等に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

三 土地等に物件を設置すること。

四 土地の形質を変更すること。

五 別表第2に掲げる立木を損傷し、又は移植し、若しくは伐採すること。

2 土地等に甲の所有に係る土地等に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙（事務所長）の同意を得たときは、この限りでない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第7条** 乙は次の各号の一に該当するときは、契約を解除することが出来る。

- 一 甲が前条第1項または第2項の規定に違反したとき。
- 二 土地等に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。
- 三 土地等に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地等に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合において、引渡期限までに当該権利者、当該物件の所有者、当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

**第8条** 引渡期限後において、土地等に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第9条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

**第10条** この契約書にはり付ける収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長









別記様式第 29号

権利消滅及び立木の売買に関する契約書

¥ \_\_\_\_\_

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に関する所有権以外の権利についての権利者かつ土地に存する立木の所有者 を甲とし、国を乙として、下記条項により権利消滅及び立木の売買に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第 1 条** 甲は、別表第 1 A 欄に掲げる土地（以下「土地」という。）に関する同表 B 欄に掲げる権利（以下「権利」という。）を消滅させ、別表第 2 に掲げる立木を乙に売り渡し、別表第 2 に掲げる立木に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないもの及び別表第 2 に掲げる立木を除く。）が存し、別表第 2 に掲げる立木に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

権利消滅補償金 ¥ \_\_\_\_\_

別表第 2 に掲げる立木の代金 ¥ \_\_\_\_\_

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ )

別表第 3 に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。） ¥ \_\_\_\_\_

(履行期限等)

**第 2 条** 甲は 年 月 日までに権利を消滅させ（権利が登記されているときは、当該登記を抹消するものとする。）、かつ、同日までに別表第 2 に掲げる立木を乙に引き渡し、かつ、土地に前条第 1 項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

2 甲は前項の規定により乙に別表第 2 に掲げる立木を引き渡す場合において、別表第 2 に掲げる立木に前条第 1 項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）、かつ、別表第 2 に掲げる立木に前条第 1 項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

3 甲は、止むを得ない事情により、第 1 項の期限までに乙に土地を明け渡し、かつ、別表第 2 に掲げる立木を引き渡すことができなくなった場合には、期限の変更について乙と協議す

るものとする。

- 4 甲は、別表第2に掲げる立木に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

（必要書類の提出）

**第3条** 甲は、別表第2に掲げる立木の所有権が登記されている場合は、乙が所有権移転登記の囑託をするために必要な関係書類を遅滞なく乙（ 事務所長）に提出するものとし、また、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙（ 事務所長）に提出するものとする。

（補償金の支払）

**第4条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の補償金のうち $\text{¥}$ の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

- 一 土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき。
- 二 土地に存する甲の所有に係る建物に借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住している場合においては、当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立したとき。
- 三 配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては、当該配偶者居住権を有する者と乙との間に配偶者居住権者補償契約が成立したとき。
- 四 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。
- 五 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は別表第2に掲げる立木に同条同項に規定する物件以外の物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。
- 六 前条の規定により書類を提出したとき。

- 2 甲は、第1条第1項の義務を履行し、かつ、別表第2に掲げる立木の所有権の登記がされている場合は、別表第2に掲げる立木の所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

- 3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（第三者による代理）

**第5条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

（権利及び別表第2に掲げる立木の譲渡等の禁止）

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号から第4号に掲げる行為で乙（ 事務所長）の同意を得たものについて

は、この限りでない。

- 一 権利及び別表第2に掲げる立木を第三者に譲渡すること。
  - 二 別表第2に掲げる立木に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
  - 三 土地及び別表第2に掲げる立木に物件を設置し、又は土地の形質を変更すること。
  - 四 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存する場合において、当該物件を、第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は当該物件に抵当権若しくは質権を設定すること。
  - 五 別表第2に掲げる立木に甲の所有に係る別表第2に掲げる立木に定着する物件が存する場合において、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は当該物件に抵当権若しくは質権を設定すること。
  - 六 別表第2に掲げる立木を損傷し、又は移植し、若しくは伐採すること。
- 2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第7条** 乙は次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 甲が前条第1項の規定に違反したとき。
- 二 履行期限までに土地の所有者、第4条第1項第2号の借家人、同条同項第3号の配偶者居住権を有する者若しくは乙が補償契約を締結しようとする土地に関する権利者で甲以外の者と乙との間に、それぞれ補償契約が成立しないとき。
- 三 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。
- 四 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は別表第2に掲げる立木に同条同項に規定する物件以外の物件が存する場合において、引渡期限までに当該権利者若しくは物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

**第8条** 履行期限後において、土地及び別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第9条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

**第10条** この契約書にはり付ける収入印紙が必要な場合は、収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長







## 別記様式第30号

### 立木の売買に関する契約書

〒

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に存する立木について所有者  
を甲とし、国を乙として、下記条項により立木の売買に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

**第1条** 甲は、別表第1 A欄に掲げる土地（以下「土地」という。）に存する甲の所有に係る同表B欄に掲げる立木（以下「立木」という。）を乙に売り渡し、立木に質権、抵当権及び先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、立木に物件（移転することにつき甲が権利を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

立木の代金

¥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税  
の額¥）

別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）

¥

(引渡期限)

**第2条** 甲は、 年 月 日までに立木を乙に引き渡すものとする。この場合において、立木に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（権利が登記されているときは、当該登記を抹消させるものとする。）、かつ、立木に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする。

2 甲は、立木に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(必要書類の提出)

**第3条** 甲は、立木の所有権が登記されている場合は、乙が所有権移転登記の囑託をするために必要な書類を遅滞なく乙（ 事務所長）に提出するものとし、また、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙（ 事務所長）に提出するものとする。

(補償金の支払)

**第4条** 甲は、土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立し、かつ、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち¥ の支払いを乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

一 土地に所有権以外の権利（質権、抵当権又は先取特権を除く。）が設定されている場合においては、当該権利者と乙との間に補償契約が成立し、かつ、土地所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき、その他の場合においては土地所有者と乙との間に



土地売買に関する契約が成立したとき。

二 立木に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。

三 立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は立木に同条同項に規定する物件以外の物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

四 前条の規定により書類を提出したとき。

2 甲は、第2条の規定により、立木を引き渡し、かつ、立木の所有権が登記されている場合は、その所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（第三者による代理）

**第5条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任にかかる請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

（立木の譲渡等の禁止）

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙（事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

一 立木を第三者に譲渡すること。

二 立木に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

三 立木に物件を設置すること。

四 立木を損傷し、又は移植し、若しくは伐採すること。

2 立木に甲の所有に係る立木に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙（事務所長）の同意を得たときは、この限りでない。

3 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

（契約の解除）

**第7条** 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

二 引渡期限までに土地の所有者又は乙が補償契約を締結しようとする土地に関する権利者と乙との間に、それぞれ補償契約が成立しないとき。

三 立木に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。

四 立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は立木に同条同

項に規定する物件以外の物件が存する場合において、引渡期限までに当該権利者若しくは物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

**第8条** 引渡期限後において、別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第9条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決するように努めなければならない。

(収入印紙の負担)

**第10条** この契約書にはり付ける収入印紙が必要な場合は、収入印紙に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

**第11条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲、乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏名又は名称

乙 住 所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長

別表第 1

土地及び立木の表示

地内

A 土地				B 立木			
大字	字	地番	地目	種類	単位	数量	摘要
						-	
						-	

別表第 2

物件その他通常受ける損失補償の表示

地内

大字	字	地番	地目	種類	単位	数量	摘要
						-	
						-	

## 立木売買契約書について（一括払い）

### 【土地】

（登記関係書類等の提出）

**第3条** 甲は、乙が土地等の所有権移転登記（別表第2に掲げる立木の所有権が登記されていない場合は、別表第2に掲げる立木の所有権移転登記を除く。第4条第1項第四号において同じ。）の囑託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙（事務所長）に提出するものとする。

（補償金の支払）

**第4条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

- 一 土地等に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消されているとき。
- 二 土地等に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地等に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者又は借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。
- 三 前条の規定により書類を提出したとき。
- 四 第2条第1項の規定により乙に土地等を引き渡し、かつ、土地等の所有権移転登記が完了したとき。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

### 【権利】

（補償金の支払）

**第4条** 甲は、土地に存する項の所有に係る建物に借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住している場合においては当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立し、かつ、次のすべての要件が満たされたときに、その他の場合においては次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

- 一 土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき。
- 二 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消されているとき。
- 三 別表第2に掲げる立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は別表第2に掲げる立木に同条同項に規定する物件以外の物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。
- 四 前条の規定により書類を提出したとき。
- 五 甲が、第1条第1項の義務を履行し、かつ、別表第2に掲げる立木の所有権の登記がされている場合は、別表第2に掲げる立木の所有権移転登記が完了したとき。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

【単独】

(補償金の支払)

**第4条** 甲は、土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立し、かつ、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額の支払いを乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

一 土地に所有権以外の権利（質権、抵当権又は先取特権を除く。）が設定されている場合においては、当該権利者と乙との間に補償契約が成立し、かつ、土地所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき、その他の場合においては土地所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したとき。

二 立木に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消されているとき。

三 立木に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は立木に同条同項に規定する物件以外の物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

四 前条の規定により書類を提出したとき。

五 甲が、第2条の規定により、立木を引き渡し、かつ、立木の所有権が登記されている場合は、その所有権移転登記が完了したとき。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

請 求 書

---

ただし、国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に対  
する（ ）

記

契 約 額 \_\_\_\_\_  
前 金 払 額 \_\_\_\_\_  
残 額 \_\_\_\_\_

上記のとおり請求致します。

年 月 日

殿

住 所  
氏名又は名称

（備考）（ ）には、次の①から⑤までのうちから必要な文言を参考に入れること。

- ① 土地代金及びその他通常受ける損失の補償金
- ② 土地代金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ③ 権利消滅補償金その他通常受ける損失の補償金
- ④ 権利消滅補償金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ⑤ 物件移転料及びその他通常受ける損失の補償金

請 求 書

ただし、国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に対  
する（ ）

記

契 約 額 \_\_\_\_\_

前金払済額 \_\_\_\_\_

差引請求額 \_\_\_\_\_

上記のとおり請求致します。

年 月 日

殿

住 所

氏名又は名称

（備考）（ ）には、次の①から⑤までのうちから必要な文言を参考に入れること。

- ① 土地代金及びその他通常受ける損失の補償金
- ② 土地代金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ③ 権利消滅補償金その他通常受ける損失の補償金
- ④ 権利消滅補償金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ⑤ 物件移転料及びその他通常受ける損失の補償金

請 求 書

---

ただし、国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に対  
する（ ）

記

契 約 額

---

上記のとおり請求致します。

年 月 日

殿

住 所  
氏名又は名称

（備考）（ ）には、次の①から⑤までのうちから必要な文言を参考に入れること。

- ① 土地代金及びその他通常受ける損失の補償金
- ② 土地代金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ③ 権利消滅補償金その他通常受ける損失の補償金
- ④ 権利消滅補償金及び物件移転料その他通常受ける損失の補償金
- ⑤ 物件移転料及びその他通常受ける損失の補償金



別記様式第32号 (その1)

検 査 調 書

所 在 地

土地等の権利者の住所  
及び氏名又は名称

種 別

金 額

契 約 履 行 期 限 年 月 日

土地等の引渡し期日 年 月 日  
明渡し

上記について、 年 月 日に検査したところ、給付の完了を確認した  
ので、予算決算及び会計令第101条の9第1項の規定に基づきこの調書を作成  
する。

年 月 日

検 査 官  
官 職

殿

検 査 調 書

所 在 地

土地等の権利者の住所  
及び氏名又は名称

種 別

金 額

契 約 履 行 期 限 年 月 日

物 件 移 転 期 日 年 月 日  
建 物 の 明 渡 し

土 地 売 買 の 契 約 期 日 年 月 日  
権 利 消 滅 の 契 約

( 先行取得者名 )

上記について、 年 月 日に検査したところ、給付の完了を確認したので、予算決算及び会計令第101条の9第1項の規定に基づき調書を作成する。

年 月 日

検 査 官  
官 職

殿

別記様式第33号

支 払 通 知 書

年 月 日

殿

支出官又は  
資金前渡官吏

先般御契約に係る損失補償金については、あなたが受取りの委任をされた

(住所)

(氏名又は名称)

殿に

対して下記のとおりお支払いしたので通知します。

記

1 支払年月日 年 月 日

2 支払金額 ￥

別記様式第34号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



土地立入通知書

土地収用法第11条第1項ただし書の規定によって、下記により土地に立ち入りたいので、あらかじめ通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 立ち入ろうとする土地の区域
- 3 立ち入ろうとする期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 4 立ち入りの目的
- 5 土地の占有者の住所及び氏名

(備考)

- (1) 「事業の種類」は、なるべく具体的に記載すること。例えば、「一般国道1号湘南国道戸塚地区拡幅工事」等のように記載すること。
- (2) 「立ち入ろうとする土地の区域」は、土地の登記記録又は土地台帳の記載によること。ただし、土地の登記記録等に記載がないとき、又は広範囲にわたる場合でこれによることが適当でないときは、適当な縮尺の平面図を添付し、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表示すること。
- (3) 「立ち入りの目的」は、測量、地質調査等のように、その内容を簡単に記載すること。
- (4) 「土地の占有者の住所及び氏名」を確認し得ない場合は省略し、その旨を記載すること。

別記様式第35号

(記号) 第 号  
年 月 日

(市町村) 長 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



土地立入通知書

土地収用法第11条第3項の規定によって、下記により土地に立ち入りたいので、同法第12条第1項の規定により通知します。

記

	立ち入ろうとする日時	立ち入ろうとする場所	土地占有者の住所	氏名
1				
2				
3				

(備考)

- (1) 「立ち入ろうとする日時」、「立ち入ろうとする場所」、「土地占有者の住所」及び「氏名」は、それぞれ照応するものを記載すること。
- (2) 「土地占有者の住所」又は「氏名」を確認し得ない場合は省略し、その旨を記載すること。
- (3) 「立ち入ろうとする場所」は、できるだけ地番まで記載すること。

(市町村) 長 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長  
上記代理人 (住所)  
事務所長 印

障 害 物 伐 除 許 可 申 請 書

土地収用法第14条第1項の規定によって、下記により測量又は調査を行うため障害となる物件の伐除の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 伐除の目的
- 3 障害物の所在する地点
- 4 障害物の種類及び数量
- 5 障害物の所有者並びに占有者の住所及び氏名
- 6 伐除の方法及び範囲
- 7 伐除の時期又は期間
- 8 伐除許可申請の事情

(備考)

- (1) 「障害物の所在する地点」は、少なくとも地番を記載すること。ただし、地番の記入が困難なときには、字の名称により、適当な縮尺の平面図を添付すること。
- (2) 「障害物の種類及び数量」は、その概数を簡明に記載すること。
- (3) 「伐除許可申請の事情」は、拒絶、面接不能、居所不明等申請に至った事情を具体的に記載すること。

別記様式第37号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



試掘等許可申請書

土地収用法第14条第1項によって、下記により試掘等の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 試掘等の目的
- 3 試掘等を行う地点
- 4 試掘等を行うに必要な土地の種類及び面積
- 5 障害物の種類及び数量
- 6 土地の所有者並びに占有者の住所及び氏名
- 7 試掘等の方法及び範囲
- 8 試掘等の期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 9 試掘等許可申請の事情

(備考)

- (1) 「試掘等の目的」は、その内容を具体的に記載すること。
- (2) 「試掘等を行う地点」については、別記様式第36号備考(1)を参照すること。
- (3) 「試掘等の方法及び範囲」は、試掘、試すい、伐除の実施方法、規模、範囲等記載する。
- (4) 「試掘等許可申請の事情」については、別記様式第36号の備考(3)を参照すること。

(記号) 第 号  
年 月 日

(障害物の所有者及び占有者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長  
上記代理人 (住所)  
事務所長 印

障 害 物 伐 除 通 知 書

土地収用法第14条第1項の規定によって、下記により障害物を伐除するので、同条第2項の規定により通知します。

(障害物伐除許可証写し添付)

記

- 1 物件の種類及び数量
- 2 物件の所在する土地
- 3 伐除の日時
- 4 伐除の方法及び範囲
- 5 伐除した物件の処置

(備考)

- (1) 「物件の所在する土地」の表示は、できる限り物件の所在地の地番までを記載するものとし、地番を確地できない場合は、適当な縮尺の平面図を添付し、物件を特定するよう記載すること。
- (2) 障害物伐除許可証の写しを添付すること。



(記号) 第 号  
年 月 日

〔土地の所有者及び占有者〕 殿  
〔障害物の所有者及び占有者〕

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長

印

試掘等通知書

土地収用法第14条第1項の規定によって、下記により土地の試掘等を行うので、同条第2項の規定により通知します。

(試掘等許可証写し添付)

記

- 1 試掘等の内容
- 2 試掘等を行う土地の所在
- 3 試掘等を行う日時
- 4 試掘等の方法及び範囲
- 5 伐除した物件の処置

(備考)

- (1) 「試掘等の内容」は、試掘、試すい、これらに伴う障害物の伐除のうち必要なものを記載すること。
- (2) 「試掘等を行う土地の所在」は、できる限り地番まで記載するものとし、地番を確知できない場合は、適当な縮尺の平図面を添付すること。
- (3) 試掘等許可証の写しを添付すること。

別記様式第40号

(記号) 第 号  
年 月 日

(市町村) 長 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



障 害 物 伐 除 許 可 申 請 書

土地収用法第14条第3項の規定によって、下記により測量又は調査を行うための障害となる物件の伐除の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 伐除の目的
- 3 障害物の所在する地点
- 4 障害物の種類及び数量
- 5 障害物の所有者並びに占有者の住所及び氏名
- 6 伐除の方法及び範囲
- 7 伐除の時期又は期間
- 8 伐除許可申請の事情

(備考)

- (1) 「障害物の所在する地点」及び「障害物の種類及び数量」は、別記様式第36号の備考(1)及び(2)を参照すること。
- (2) 「伐除許可申請の事情」は、あらかじめ障害物の所有者及び占有者の同意を得ることが困難である事情、障害物の現状の損傷の程度等を記載すること。

別記様式第41号

(記号) 第 号  
年 月 日

(障害物の所有者及び占有者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長

印

障害物伐除通知書

土地収用法第14条第3項の規定によって、(市町村)長の許可を受けて、下記により障害物を伐除したので、通知します。

記

- 1 物件の種類及び数量
- 2 物件の所在する土地
- 3 伐除を行った日時
- 4 伐除の方法及び範囲
- 5 伐除した物件の処置

(備考)

- (1) 損失補償の見積額、協議方法等も併せて通知すること。
- (2) 障害物伐除許可証の写しを添付すること。



別記様式第43号

(記号) 第 号  
年 月 日

(管理 者) 殿

起 業 者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住 所)  
地方整備局長

上記代理人 (住 所)  
事務所長



〔土地収用法第18条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕第2項  
第4号の規定に基づく意見について(照会)

今般、国土交通大臣が施行する 工事のために必要な土地について  
〔土地収用法第16条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業

地内に存する貴職管理に係る下記調書記載の土地(物件)を起業地に編入すること  
について〔同法第18条  
同法第4条〕第2項第4号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

調書

図面 表示 番号	都府県、郡、市、 区、町村、大字及び 字の名称	現に供している 事業(施設)の 種類	供している土 地の面積  m <sup>2</sup>	備 考

別記様式第44号

(記号) 第 号  
年 月 日

(行政機関の長) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



〔土地収用法第18条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕第2項  
第5号の規定に基づく意見について(照会)

今般、国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について〔土地収用法第16条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業

地内に存する貴職管理に係る下記調書記載の土地(物件)を起業地に編入すること  
について〔同法第18条  
同法第4条〕第2項第5号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

記

調書

図面 表示 番号	都府県、郡、 市、区、町村、 大字及び字の名称	現に供している 事業(施設)の種類	利用制限 法令名	起業地に 編入する面積	備考
				m <sup>2</sup>	

別記様式第44号の2

(記号) 第 号  
年 月 日

(行政機関の長) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



〔土地収用法第18条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕第2項  
第6号の規定に基づく意見について(照会)

今般、国土交通大臣が施行する 工事のために必要な土地について〔土地収用法第16条  
公共用地の取得に関する特別措置法第4条〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、下記の  
工事を施行することについて〔同法第18条  
同法第4条〕第2項第6号の規定に基づく意見を  
承りたく照会します。


記

- 1 免許、許可又は認可等に係る工事の概念
- 2 その他必要と認められる事項及び図書等

別記様式第45号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

事業認定申請書等の縦覧等代行申請書

土地収用法第24条の第1項の規定によって今般国土交通大臣から国土交通大臣が施行する 工事に係る事業認定申請書及びその添付書類の写しが(市町村)長あてに送付されたが、同(市町村)長は 月 日に同申請書等の写しを受け取ったにもかかわらず、その後2週間を経過しても同条第2項の規定による公告及び縦覧の手続を行わないので、同条第4項の規定により、当該(市町村)長に代わって公告及び縦覧の手続きを行われるよう申請します。



別記様式第46号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 印


起業地を表示する図面の長期縦覧代行申請書

土地収用法第26条の2第1項の規定によって、今般国土交通大臣から国土交通大臣  
が施行する 工事に係る事業の認定をした旨が(市町村)長あてに通知されたが、  
同(市町村)長は 月 日に同通知を受けたにもかかわらず、その後2週間を  
経過しても同条第2項の規定による縦覧の手続を行わないので、同条第3項の規定  
により、当該(市町村)長に代わって縦覧の手続行われるよう申請します。

別記様式第47号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

事業の廃止(変更)届出書

年 月 日事業の認定の告示があった 工事については、下記のとおり当該事業の全部(一部)を廃止(変更)したために土地を収用し、又は使用する必要がなくなったので、土地収用法第30条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止(変更)の年月日
- 2 廃止(変更)の理由
- 3 その他参考となる事項及び図面


(備考)

変更の場合にあつては、変更後の事業計画の概要等を記載すること。

別記様式第48号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

土地等の取得等の完了届出書

年 月 日事業の認定の告示があった 工事に係る土地等につ  
いて、 年 月 日をもって必要な権利をすべて取得等したので、土地収用  
法第30条の2の規定により届け出ます。

別記様式第49号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 印

手続を開始する土地を表示する図面の縦覧代行申請書

年 月 日付けで行った土地収用法第34条の規定による手続開始の申立て  
について、同法第34条の4第1項の規定により、今般貴職から国土交通大臣が施行  
する 工事に係る手続を開始する土地を表示する図面(市町村)長あてに送  
付されたが、同(市町村)長は 月 日に同図面を受け取ったにもかかわらず、  
その後2週間を経過しても同条第2項の規定による縦覧の手続きを行わないので、  
同条第3項の規定により、当該(市町村)長に代わって縦覧の手続きを行われるよ  
う申請します。

別記様式第50号

(記号) 第 号  
年 月 日

(土地又は工作物の占有者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



立 入 通 知 書

土地収用法第35条第1項の規定によって、下記により立ち入りたいので、同条第2項の規定により通知します。

記

1 立ち入ろうとする土地又は工作物の所在

2 立ち入ろうとする日時

年 月 日 午前 午後 時から 時まで

3 立入の目的

(備考)

「立ち入ろうとする土地又は工作物の所在」については、地番をもって表示すること。

別記様式第51号

(記号) 第 号  
年 月 日

(市町村) 長 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長  
上記代理人 (住所)  
事務所長 印

立 会 等 要 請 書

土地収用法第36条第1項の規定による土地調書及び物件調書を作成するに当たり、同条第4項の規定によって、下記により貴職又は貴市町村職員の立会い及び署名押印を要請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業認定の告示 の年月日  
 手続開始の告示
- 3 立会いする土地の所在
- 4 立会いする土地の所有者並びに関係人の住所及び氏名
- 5 立会い及び署名押印を求める理由
- 6 立会いを依頼する日時及び住所

(備考)

- (1) 「立会いする土地の所有者並びに関係人の住所及び氏名」については、過失なくして知ることができない場合は、その旨を疎明すること。
- (2) 「立会い及び署名押印を求める理由」については、土地所有者又は関係人の署名押印拒否、不能等の理由を具体的に記載すること。

別記様式第52号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長  
上記代理人 (住所)  
事務所長 印

立 会 等 申 請 書

土地収用法第36条第1項の規定による土地調書及び物件調書を作成するに当たり、同条第5項の規定によって、下記により貴都府県職員の立会い及び署名押印を申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業認定の告示 の年月日  
 手続開始の告示
- 3 立会いする土地の所在
- 4 立会いする土地の所有者並びに関係人の住所及び氏名
- 5 立会い及び署名押印を申請する理由
- 6 立会いを依頼する日時及び場所


(備考)

「立会い及び署名押印を申請する理由」については、市町村長又は市町村職員の署名押印拒否の事情を具体的に記載すること。

別記様式第53号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

裁決申請書等の縦覧等代行申請書


土地収用法第42条第1項の規定によって、今般(都府県)収用委員会から国土交通大臣が施行する 工事に係る裁決申請書及びその添付書類の写しが(市町村)長あてに送付されたが、同(市町村)長は 月 日に同申請書等の写しを受け取ったにもかかわらず、その後2週間を経過しても同条第2項の規定による公告及び縦覧の手続を行わないので、同条第4項の規定により、当該(市町村)長に代わって公告及び縦覧の手続を行われるよう申請します。



別記様式第54号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

裁決申請があった旨の公告代行申請書

年 月 日付けで行った土地収用法第44条第1項の規定による裁決の申請について、同法第45条第1項の規定により、今般(都府県)収用委員会から国土交通大臣が施行する 工事に係る裁決の申請があった旨が(市町村)長あてに通知されたが、同(市長村)長は 月 日に同通知を受けたにもかかわらず、その後2週間を経過しても同条第2項の規定による公告の手続を行わないので、同条第3項の規定により、当該(市町村)長に代わって公告の手続を行われるよう申請します。

(記号) 第 号  
年 月 日

(先取特権、質権又は抵当権者) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



見積りによる補償金の支払通知書

年 月 日事業の認定の告示が <sup>あった</sup>あり、 年 月 日手続開始  
の告示があった国土交通大臣が施行する 工事に必要な土地のうち貴殿が(先取  
特権、質権又は抵当権)の目的物として権利を有している下記の土地について、(土  
地所有者又は土地に関して権利を有する関係人)から、土地収用法第46条の2第1項  
の規定による補償金の支払の請求があり、同法第46条の4第1項の規定に基づき見積  
りによる補償金を支払うので、同条第3項の規定により、あらかじめ通知します。


記

- 1 先取特権、質権又は抵当権が設定されている起業地内の土地の所在、地番及び面積
- 2 土地所有者又は関係人の氏名

別記様式第56号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 知事 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 


明渡裁決の申立書類の縦覧代行申請書

土地収用法第47条の4第1項の規定によって、今般(都府県)収用委員会から国土交通大臣が施行する 工事に係る明渡裁決の申立書類の写しが(市町村)長あてに送付されたが、同(市町村)長は 月 日に同書類の写しを受け取ったにもかかわらず、その後2週間を経過しても同条第2項の規定による縦覧の手続を行わないので、同項の規定により、当該(市町村)長に代わって縦覧の手続きを行われるよう申請します。

別記様式第57号

(記号) 第 号  
年 月 日

(配当機関) 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 

補償金等不服通知書

(都府県) 収用委員会の裁決に基づき土地収用法第96条第1項の規定により払い渡す補償金の額に対して、下記のとおり不服があるので、同条第4項の規定により通知します。

記

起業者の見積り金額及びその内訳



6 移転すべき物件の表示並びに物件所有者及び関係人その他当該物件を移転すべき者の住所及び氏名

物件 県 郡 区 町 地内  
市 村

移転すべき物件の所在地			移転すべき物件			物件所有者		関係人		移転すべき者	
大字	字	地番	番号	種類	数量	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名

7 引き渡し、又は移転の代行を請求する理由



6 移転すべき物件の表示及び物件所有者その他当該物件を移転すべき者の住所及び氏名

物 件

移転すべき物件の所在地		移転すべき物件			物件所有者		関係人		移転すべき者	
都府県、郡、市、区、町村、大字及び字の名称	地番	番号	種類	数量	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名

7 引渡し、又は移転の代執行を請求する理由



別記様式第60号

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 殿

土地所有者又は関係人  
住所  
氏名

印

同意書

下記事業に係る土地等の取得等について、 年 月 日協議が成立したので、  
土地収用法第116条第1項の規定により、(都府県)収用委員会に協議の確認を申請  
することに同意します。

記

事業名

別記様式第61号

(記号) 第 号  
年 月 日

(市町村) 長 殿

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣

上記代理人 (住所)  
地方整備局長

上記代理人 (住所)  
事務所長



非常災害時土地使用通知書

国土交通大臣が施行する 工事については 災害のため、公共の安全を保持するために特に緊急に施行する必要があるので、下記のとおり土地を使用し、土地収用法第122条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業計画の概要
- 3 使用しようとする土地の区域

県 郡 区 町 地内  
市 市 村

大字	字	地番	公 簿		現 況		土地所有者及び占有者		摘 要
			地目	地積	地目	面積	住 所	氏名	

- 4 使用の方法
- 5 使用の期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

(備考) 使用しようとする土地の区域の表示のうち、確知できないものがあるときは、適当な縮尺の平面図を添付し、使用しようとする土地の区域を明らかにすること。

別記様式第62号

(記号) 第 号  
年 月 日

(都府県) 収用委員会 御中

起業者 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号  
国土交通大臣  
上記代理人 (住所)  
地方整備局長 印

土地緊急使用許可申立書

年 月 日付け(記号)第 号をもって裁決の申請をした国土交通大臣が  
施行する 工事に必要な土地について、下記により、土地収用法第123条  
第1項に規定する土地の使用を申し立てます。

記

1 使用しようとする土地の区域

都府県、郡、市、 区、町村、大字及 び字の名称	地番	公 簿		現 況		土地所有者の 住所及び氏名	占有者の住所 及び氏名
		地目	地積	地目	面積		

- 2 使用の方法
- 3 担保の見積り
- 4 緊急に土地を使用することが必要である理由
- 5 その他必要と認められる事項

(備考)

- (1) 「使用の方法」については、「○○○○ダム建設に伴う工事用道路の用に共  
する。」のように具体的に記載すること。
- (2) 「担保の見積り」については、その積算の根拠を明らかにすること。
- (3) 「緊急に土地を使用することが必要である理由」としては、裁決の申請に係る  
工事が法第123条第1項に規定する要件に合致することを具体的に記載すること。

別記様式第63号（その1）

配偶者居住権者補償契約書

〒

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地に存する配偶者居住権の目的と  
なっている建物について配偶者居住権を有する者 を甲とし、国を乙として、下記条項  
により配偶者居住権者補償契約を締結する。

記

（契約の主旨）

**第1条** 甲は、別表第1A欄に掲げる土地（以下「土地」という。）に存する同表B欄に掲げ  
る建物（以下「建物」という。）をその所有者が移転することについて同意し、かつ、  
年 月 日までに、建物をその所有者が移転することができる状態にするものとし、か  
つ、建物の敷地（残地を除く。）に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除  
く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。

2 乙は、別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償とし  
て、頭書の金額を甲に支払うものとする。（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税  
相当額を含む。）

（必要書類の提出）

**第2条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく  
乙（ 事務所長）に提出するものとする。

（補償金の支払）

**第3条** 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち〒 の  
支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

一 土地の所有者又は建物の所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。

二 建物に、甲から賃借している借家人（借間人を含む。以下この条及び第6条において同  
じ。）が居住している場合においては、当該借家人と乙との間に借家人補償契約が成立し  
たとき。

2 甲は、建物を第1条第1項に規定する状態にし、かつ、同項に規定する物件を移転したと  
きに頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官  
又は資金前渡官吏）に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日  
以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（第三者による代理）

**第4条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代  
理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に  
当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求が  
あったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

(物件の譲渡の禁止)

**第5条** 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる行為で乙（事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

一 建物の貸し付け

二 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存する場合において、当該物件を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け又は当該物件に抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

**第6条** 甲が前条第1項の規定に違反したとき、土地の所有者、建物の所有者若しくは第3条第1項第2号の借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき又は土地の所有者、建物の所有者若しくは第3条第1項第2号の借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立する前に配偶者居住権が消滅したときは、乙は、この契約を解除することができる。

(残留物件の処理)

**第7条** 第1条第1項に規定する期限後において、建物の敷地（残地を除く。）に同条同項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(契約に関する紛争の解決)

**第8条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

(契約外の事項)

**第9条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長



別記様式第63号（その2）

配偶者居住権者補償契約書

〒

国土交通省が施行する 工事のために必要な土地について生ずる損失を受ける配偶者居住権を有する者 を甲とし、国を乙として、下記条項により配偶者居住権者補償契約を締結する。

記

（契約の主旨）

**第1条** 乙は、別表に掲げる土地（以下「土地」という。）について生じる損失の補償として、頭書の金額を甲に支払うものとする。

（必要書類の提出）

**第2条** 甲は、乙が印鑑証明書その他必要な書類の提出を求めたときは、当該書類を遅滞なく乙（ 事務所長）に提出するものとする。

（補償金の支払）

**第3条** 甲は、土地に別表権利種類欄に掲げる権利が設定されているときは、当該権利を有する者（以下「権利者」という。）と乙との間に権利消滅に関する契約が成立し、かつ、土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したときに、その他の場合においては、土地の所有者と乙との間に土地売買に関する契約が成立したときに、頭書の金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該金額を甲に支払うものとする。

（第三者による代理）

**第4条** 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

（契約の解除）

**第5条** 土地の所有者若しくは権利者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき又は土地の所有者若しくは権利者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立する前に配偶者居住権が消滅したときは、乙は、この契約を解除することができる。

（契約に関する紛争の解決）

**第6条** この契約の内容又はこの契約の履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は、責任をもって解決するように努めなければならない。

（契約外の事項）

**第7条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、甲、乙記名(個人の場合は署名とする。)  
押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 住所  
氏名又は名称

乙 住所  
分任支出負担行為担当官  
九州地方整備局 事務所長



別表

土地の表示

郡 町 地内  
市 区 村

大字	字	地番	地目	権利種類	摘要

事務所長 殿

事務所長

依 頼 書

当所が施行する 工事のため、下記により土地等の権利者に関する調査の補助を依頼します。

記

- 1 事業の種類
- 2 土地等の権利者の住所及び氏名又は名称
- 3 土地等の権利者に関する調査の内容
- 4 調査の補助を依頼する理由

(備考)

- (1) 「土地等の権利者に関する調査の内容」については、依頼する調査の内容を具体的に記載すること。
- (2) 「調査の補助を依頼する理由」については、調査の補助を必要とする理由を具体的に記載すること。